



全国財務局長会議において挨拶する櫻田副大臣

(1月25日)



証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会において挨拶する与謝野金融担当大臣

[P 6](#)に関連記事

(2月6日)

## 目次

### 【トピックス】

- 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム  
(平成17～18年度)の進捗状況について(平成17年度上半期)……………2
- 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等に関する公表について……………4
- 金融庁と米国証券取引委員会との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の枠組みについて……………5
- 証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会の開催について……………6
- 保険契約にあたっての手引の公表について……………6
- 平成17年9月期における不良債権の状況(ポイント)について……………7
- 平成17年11月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について……………8
- 日EU財務金融ハイレベル協議について……………12
- 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会との情報交換枠組みの改訂について……………13
- 取引等の適切性確保への取組みについて……………14

### 【特集】

- お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウムの開催  
第2回 パネルディスカッション・セッション1「金融経済教育の必要性を考える」……………15

### 【国際室から】

- 我が国におけるヘッジファンドの現状……………21

### 【審議会関係】

- 第122回自動車損害賠償責任保険審議会について……………29

### 【金融ここが聞きたい!】……………32

### 【お知らせ】……………34

### 【1月の主な報道発表等】……………35

## 【トピックス】

### 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成 17～18 年度) の進捗状況について (平成 17 年度上半期)

昨年 3 月に公表された「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム \(平成 17～18 年度\)](#)」(以下「アクションプログラム」)に基づき、各地域金融機関は、「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」)を策定・公表し、取組みを進めています。

各金融機関が「推進計画」の平成 17 年度上半期(4 月～9 月)における進捗状況について、それぞれ公表を行ったことを踏まえ、金融庁においても、去る 1 月 31 日、[平成 17 年度上半期の金融機関による取組み実績とこれについての評価及び今後の課題等について](#)取りまとめ、公表しました。概要は以下のとおりです。

(参考) 対象金融機関数 585 金融機関(平成 17 年 9 月末現在)

地方銀行 65 行(埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行 48 行  
信用金庫 297 金庫、信用組合 175 組合

#### 1. 金融機関の取組み実績

各金融機関の平成 17 年度上半期における事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた取組み実績について、主な傾向をまとめれば以下のとおりです。

##### (1) 創業・新事業支援機能等の強化

創業支援融資商品による融資の実績が大きく増加しているほか、企業育成ファンドへの出資等も増加しています。個別にみると、今後、成長が見込まれる農業分野や医療・福祉分野に関し、外部機関との連携によるノウハウ取得や審査態勢の強化に取り組んでいる金融機関があるほか、大学発のベンチャー企業への支援なども行われています。

(参考) 平成 15 年度から平成 17 年度上半期までの累計(以下同じ)

- ・ 創業支援融資商品による融資 7.5 千件、687 億円 (4.7 千件、429 億円)
  - ・ 企業育成ファンドへの出資 368 億円 (247 億円)
- ※ ( ) 書きは、集中改善期間(平成 15～16 年度)の実績(以下同じ)

##### (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

商談会の開催等ビジネスマッチングの取組みが積極的に行われており、その成約案件は増加しています。中には、地域の金融機関による商談会の合同開催や、海外支店等を活用した情報提供による地元企業の海外ビジネス支援に向けた取組み等もみられます。

要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みは、各金融機関において経営改善支援の取組みの多様化が進むなど積極的に実施されています。このような中、地域銀行においては平成 17 年度上半期に経営改善支援を行った債務者(正常先を除く)の約 1 割(約 2,800 先)が業況改善し、債務者区分がランクアップしています。

(参考)

- ・ ビジネスマッチングの成約案件 22.6 千件(16.6 千件)
- ・ 経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率 10.1% [注 1] (10.2%) [注 2]  
[注 1] 平成 17 年度上半期の実績 [注 2] 平成 15～16 年度における平均(半期)

##### (3) 事業再生に向けた積極的な取組み

事業再生に向けた取組みの態勢整備が引き続き進展しており、中小企業再生支援協議会の再生計画策定先が着実に増加しています。また、企業再生ファンドを活用した取組みの実績がみられます。具体的には、温泉街の面的再生や建設業の事業転換においてこれらの手法を活用した事例がみられます。

(参考)

- ・ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先 716 件、7,430 億円 (503 件、5,727 億円)
- ・ 企業再生ファンドへの出資 344 億円 (277 億円)
- ・ DDS 89 件、402 億円 (64 件、337 億円)

#### （４）担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

財務制限条項を活用した融資商品やスコアリングモデルを活用したビジネスローンの拡充等を通じて、担保・保証に過度に依存しない融資が積極的に推進されており、件数、金額とも増加しています。

また、動産・債権譲渡担保融資等の実績も増加しており、中には、動産登記制度を活用した融資商品に取り組む金融機関もみられるなど、中小企業等の資金調達手法の多様化に向けた取り組みも着実に成果を上げています。

##### （参考）

- ・ 財務制限条項を活用した商品による融資 8.3 千件、2,252 億円（5.7 千件、1,294 億円）
- ・ スコアリングモデルを活用した商品による融資 44.3 万件、4.1 兆円（32.7 万件、2.9 兆円）
- ・ 動産・債権譲渡担保融資 40.5 千件、3,800 億円（29.0 千件、2,839 億円）

## 2. 金融機関の取り組みについての評価及び今後の課題

### （１）金融機関の取り組みに対する金融機関・利用者の見方

金融機関及び利用者の双方とも、総じて積極的・前向きな評価が多いものの、一部においては、以下のように、具体的な成果が十分に上がっていない、金融機関の取り組みは不十分である、との指摘がみられます。

- ・（金融機関の見方）事業再生に向けた積極的な取り組みや要注意先債権等の健全債権化等に向けた取り組みについて、具体的成果が十分に上がっていない。
- ・（利用者の見方）事業再生や経営指導の取り組みに関して、ノウハウや目利き能力を有する人材が不足している。依然として金融機関が担保・保証に依存する状況は変わらない。

### （２）金融機関の取り組みについての評価及び今後の課題

これらを踏まえた、金融機関の取り組みについての評価及び今後の課題は、以下のとおりです。

- ① ビジネスマッチング等の取引先企業への経営相談・支援機能の強化や、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資等の取り組みが、引き続き積極的に実施されているほか、創業・新事業支援への取り組みが着実に進捗しています。
- ② 他方、事業再生の分野においては態勢整備や取り組みは強化されているものの、その具体的な成果が現れるまでになお時間を要する面もみられます。

いずれにしても、昨年 8 月末の「推進計画」の策定・公表からまだ日が浅く、今後とも、各金融機関は地域密着型金融の機能強化に向けた取り組みを継続的に実施する必要があると考えられます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム\(平成 17～18 年度\)の進捗状況について」](#)（平成 18 年 1 月 31 日）にアクセスしてください。

## 金融サービス利用者相談室における相談等の 受付状況等に関する公表について

### 1. 経緯

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの質問・相談・意見等（以下、「相談等」という。）に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」という。）」を平成 17 年 7 月 19 日に開設し、相談業務を開始しました。

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表することとしています。平成 17 年 10 月 1 日から 12 月 31 日における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

なお、平成 17 年 7 月 19 日から 9 月 30 日までの期間における相談等の受付状況及び特徴等については、平成 17 年 10 月 27 日に[公表](#)しております。

### 2. 公表概要

- ① 平成 17 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、9,392 件の相談等が寄せられており、一日あたりの受付件数は平均 159 件となっています。一日あたりの受付件数が、平成 17 年 7 月 19 日から 9 月 30 日までの実績に比べ増加（126 件→159 件）している理由としては、金融機関に対する行政処分の実施等もあり利用者からの相談等が多数寄せられたこと、相談員を増員（10 名→15 名）し相談等の受付体制の充実を図ったこと等が影響していると考えられます。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 2,283 件（24%）、保険商品等に関するものが 3,198 件（34%）、投資商品等に関するものが 2,974 件（32%）、貸金等に関するものが 813 件（9%）、金融行政一般・その他が 124 件（1%）となっています。
- ③ 各分野ごとの特徴等としては、
  - イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等、預金業務については、預け入れ時の説明態勢、偽造・盗難キャッシュカードの取扱い、本人確認手続などについての相談等が寄せられています。
  - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
  - ハ 投資商品等については、外国為替証拠金取引業者に関するもの、証券会社のシステムトラブルに関するもの、未公開株式の販売業者に関するもの、電子開示システム(EDINET)の利用方法等に関するものについての相談等が寄せられています。
  - ニ 貸金等については、業者の登録の有無及び信用性についての照会、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等は、検査・監督上参考となる情報<sup>(注)</sup>も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、当該金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング、報告徴求、行政処分等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

(注) 検査・監督上参考となる情報の例

- イ 貸し渋り・貸し剥がしに関するもの、
  - ロ 金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの、
  - ハ 保険会社の営業員等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの、
  - ニ 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為（勧誘の要請のない一般顧客への勧誘、断定的判断の提供、無断売買、精算金等の返還遅延等）に関するもの
  - ホ 証券会社とのインターネット経由での取引に関するもの、
- ⑤ 相談室で受け付けた相談等のうち、主なものについては、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として、それぞれの分野から前回紹介したものも含め、8つの事例を紹介しています。

(参考) 8つの事例の内容

- イ 預金・融資等の「預金口座の不正利用に関する情報の提供」、
- ロ 保険商品等の「保険内容の顧客説明に関する相談等」、「告知義務に関する相談等」、「保険金

の支払いに関する相談等」、  
ハ 投資商品等の「外国為替証拠金取引に関する相談等」、「未公開株式の取引に関する相談等」、  
「証券会社との取引に関する相談等」  
ニ 貸金等の「違法な金融業者等からの借入れに関する相談等」、  
については、[「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」](#)をご参照ください。

### 3. 今後の取り組み方針

相談室は、[「金融改革プログラム」](#)における「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」の施策の一環として開設したものであり、今後も、相談等の受付件数や主な相談事例のポイントを取りまとめ4半期ごとに公表する等、[「金融改革プログラム」](#)が、将来の望ましい金融システムのあり方として掲げる「利用者の満足度が高い金融システム」の実現に資するよう、相談室を適切に運営して参ります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について』\(平成 18 年 1 月 31 日\)](#)にアクセスしてください。

また、金融サービス利用者相談室についてお知りになりたい又はご意見・ご質問・情報などをお寄せになりたい方は、金融庁ホームページの[「ご意見・情報を受け付けます」](#)から[「金融サービス利用者相談室」](#)をアクセスしてください。

## 金融庁と米国証券取引委員会との間の 「日米ハイレベル証券市場対話」の枠組みについて

1. 金融取引のクロスボーダー化が進む中で、世界最大の証券市場を監督する米国証券取引委員会（SEC）と協力関係を築くことは、金融庁としても非常に重要なことであると認識しており、これまでその良好な関係維持を図ってきたところです。
2. これに関連して、昨年5月に、金融庁は、米国証券取引委員会（SEC）との定期的な政策対話である「日米ハイレベル証券市場対話」を開催することにし、続く6月に第1回のハイレベル対話を東京で行いました。
3. 今回（1月27日）、この「ハイレベル対話」を正式に定着させることも踏まえ、「対話」の目的、開催時期・場所、参加者、議題等を定めた枠組み（Terms of Reference）を定め、SECとの間で合意したところです。
4. 今後はこの枠組みに沿って、金融庁と米国SECのハイレベルの担当者が定期的に会合の場を持ち、両国の共通の関心事項について意見交換を行い、その解決のため協力関係を強化していくこととなりますが、当面の議論事項としては、例えば、会計・監査基準、コーポレートガバナンスと内部統制、証券会社・自主規制機関等への対応、法執行にかかる協力・情報交換、証券市場における技術的進歩の促進への取り組みに関する問題などが考えられるところです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「金融庁と米国証券取引委員会との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の枠組みについて」\(平成 18 年 1 月 30 日\)](#)にアクセスしてください。

## 証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会の開催について

証券市場は、経済活動の重要な基盤であり、市場開設者である証券取引所には、円滑で安定的な市場の運営を確保することが求められます。昨年来、システム障害が連続する等の問題が生じたことから、各証券取引所をはじめとする関係機関を中心に信頼回復に向けた取り組みを行っています。

こうした取り組みを後押しする観点から、国際的な視点等も踏まえた上で、専門的立場から検討・アドバイスをいただくため、金融担当大臣の私的懇談会である、「証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会」（座長：成田豊（㈱電通最高顧問）が[第1回（2月6日\(月\)）](#)、[第2回（2月17日\(金\)）](#)と開催されました。

第2回の会合において、システム整備など特に緊急を要するものについては、懇談会として早期にメッセージを発していくことが重要であるとの意見で一致したことから、2月23日（木）に[「証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第一次）」](#)が公表されました。

懇談会においては、今後、システム整備のあり方等にとどまらず、証券市場のあり方について幅広く議論を行い、望ましい方向性などの整理がなされたものについては、その都度、外部に発信していくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「証券取引所のあり方等に関する懇談会（仮称）の設置について」（平成18年1月24日）](#)及び[「証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会議事次第」（平成18年2月6日開催）（平成18年2月7日）](#)、[「第2回証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会議事次第」（平成18年2月17日開催）（平成18年2月21日）](#)、[「証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第一次）」（平成18年2月23日）](#)にアクセスしてください。

## 保険契約にあたっての手引の公表について

「保険契約にあたっての手引」が、財団法人生命保険文化センター、社団法人日本損害保険協会において作成され、平成18年1月23日より各団体のホームページにおいて公表されました。この手引は、消費者に対する啓発活動という観点から、消費者の方々が保険商品の購入等を行うにあたって留意すべき基本的な事項をわかりやすくまとめたものです。

利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、その周知を図るため、金融庁ホームページにおいても掲載を行っております。

※ 金融庁ホームページの[「保険を契約している方へ」](#)から[『「保険契約にあたっての手引き」について』](#)にアクセスしてください。

「生命保険の契約にあたっての手引」においては、

- ① 契約にあたってのポイント（生命保険契約を締結する際の基本的視点）、
- ② 生命保険商品の選び方、（手順、必要な保障内容の決定のポイント、生命保険商品の仕組み等）、
- ③ 保障内容の見直し方法と留意点（転換制度、追加契約・特約の中途付加、乗換等）、
- ④ 生命保険契約時の留意点（契約の申込みと責任開始期、告知義務、保険金・給付金が受け取れない場合、クーリング・オフ制度等）について説明がされています。

「損害保険の契約にあたっての手引」においては、

- ① 損害保険の種類（住まいの保険（火災保険、地震保険）、くるまの保険（自賠責保険、自動車保険）、からだの保険（傷害保険、医療保険等）に大別して説明）、

- ② 損害保険の種類毎の、契約時に注意しなければならない留意点、
- ③ 損害保険の契約にあたって留意すべき一般的事項（募集人の権限、責任開始時期、重要事項の説明を受けること、保障内容について確認すること、保険証券を確認すること等）、
- ④ その他了知しておくべき事項（クーリング・オフ制度等）について説明がされています。

金融庁の「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」で、昨年7月に取りまとめられた「[中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～](#)」においては、①保険会社から顧客に対して適切な情報提供がなされること、②消費者への啓発活動の重要性、等が提言されています。

今般の手引は、先般公表しパブリックコメントに付した「契約概要」・「注意喚起情報」に関する「[保険会社向けの総合的な監督指針](#)」の一部改正（案）とともに、こうした指摘に対応するものであり、金融庁としてはこれらが相まって、消費者が自らのニーズに合致した保険商品を購入するための適切な環境が整備されることを期待しています。

（注1）「[保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム](#)」（座長：野村 修也 中央大学法科大学院教授）は、保険分野においては、①販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、②保険商品の多様化、複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること、等の問題が指摘されていることを踏まえ、これらの問題について対処すべく検討を行っています。

詳しくは、金融庁ホームページの「[審議会・研究会等](#)」から「[保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム](#)」にアクセスしてください。

（注2）「[保険会社向けの総合的な監督指針](#)」の一部改正（案）の内容は、保険契約の販売・勧誘時に説明すべき重要事項を、「契約概要」（顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報）、「注意喚起情報」（保険会社が顧客に対して注意喚起すべき情報）に分類し、それぞれ記載すべき事項の枠組み、およびそれらの記載方法等について明確化を図るものです。

詳しくは、金融庁ホームページの「[パブリックコメント](#)」から「[『保険会社向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）の公表について](#)」にアクセスしてください。

## 平成 17 年 9 月期における不良債権の状況 (ポイント) について

金融庁では、平成18年1月20日、平成17年9月期の不良債権の状況について公表しました。  
以下、平成17年9月期の不良債権の状況について説明します。

平成17年9月期の全国銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権ベース）は15.9兆円となり、平成17年3月期の17.9兆円と比べて▲2.0兆円の減少となりました。

不良債権比率をみると、主要行、地域銀行、全国銀行とも[平成16年9月期](#)及び[平成17年3月期](#)に比べて低下し、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（平成11年3月期～）して以来最低の水準となりました。

（注）不良債権比率（＝不良債権（金融再生法開示債権）÷総与信額）

|      | 16/9   | 17/3   | 17/9 |
|------|--------|--------|------|
| 主要行  | 4.7% → | 2.9% → | 2.4% |
| 地域銀行 | 6.3% → | 5.5% → | 5.2% |
| 全国銀行 | 5.3% → | 4.0% → | 3.5% |

特に主要行の不良債権比率は、「[金融再生プログラム](#)」（平成14年10月）の不良債権比率半減目標を達成した平成17年3月期決算時の2.9%から、さらに▲0.5ポイント減少し2.4%となりました。

（注）不良債権比率半減目標：平成16年度（平成17年3月期）には、主要行の不良債権比率を平成14年3月期（8.4%）の半分程度に低下させるという目標。

また、地域銀行についても、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みが進展を見せるなかで、不良債権比率は、全体として着実に低下しています。

今後とも、不良債権問題が再び発生し、それが日本経済の足枷となることのないよう、引き続き金融機関の監督に万全を期していきたいと考えています。

なお、統計資料としての利便性を図る観点から、これまで公表したデータを含め、過去のデータについて時系列の形で可能な限り盛り込んだ資料についても今回から公表することとしました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「[所管金融機関の状況（状況の一覧へ）](#)」から「[不良債権の状況等（平成 17 年 9 月期（平成 18 年 1 月 20 日））](#)」、もしくは「[報道発表資料](#)」から「[平成 17 年 9 月期における不良債権の状況等（ポイント）](#)」（平成 18 年 1 月 20 日）にアクセスしてください。

## 平成 17 年 11 月に実施した「中小企業金融モニタリング」の 取りまとめ結果の公表について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、平成 17 年 11 月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、公表しました。

### 1. モニタリング聴取先について

全国 47 都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、中小企業家同友会等の経営相談に携わる者 438 人（173 団体）からヒアリングを行いました。

| 団体先       | 聴取人数(団体数)  |
|-----------|------------|
| 商工会議所     | 203 人（80）  |
| 商工会連合会    | 114 人（26）  |
| 商工会       | 69 人（51）   |
| 中小企業団体中央会 | 49 人（14）   |
| 中小企業家同友会  | 3 人（2）     |
| 合計        | 438 人（173） |

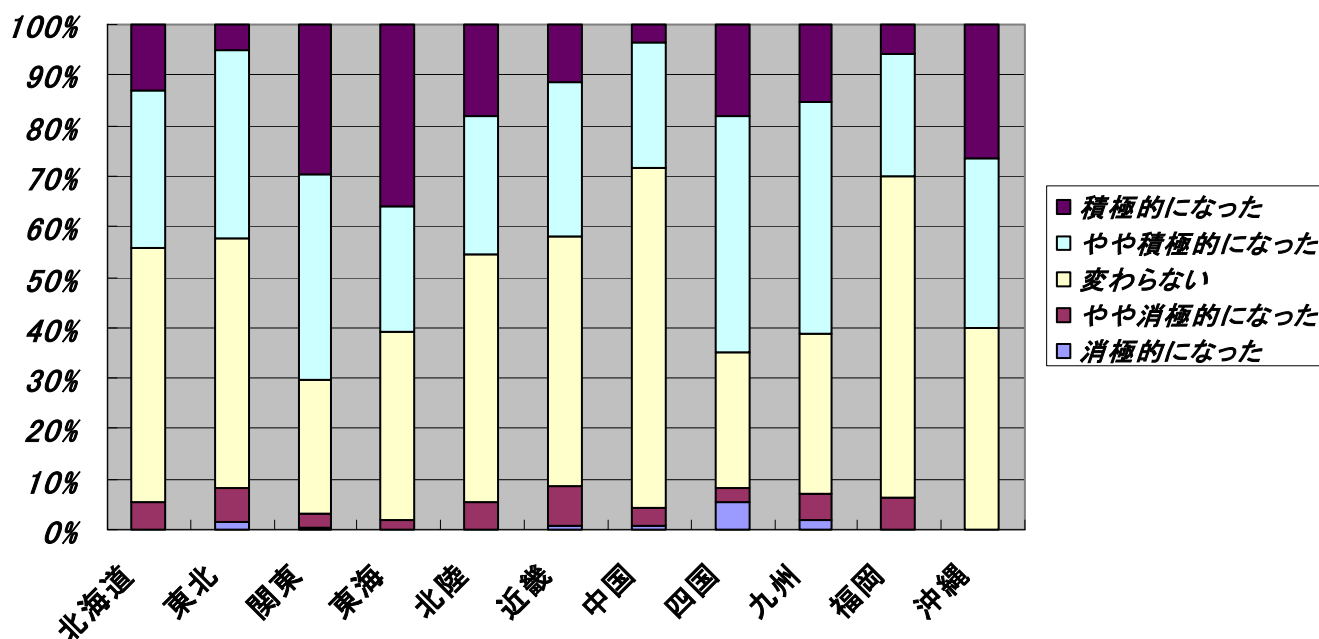
（注）当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

### 2. ヒアリング結果概要

#### ①「中小企業金融に関する最近 3 ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

##### 【地域毎】

各地域毎にばらつきは見られるものの、関東・東海・四国・九州・沖縄において、積極的になった、やや積極的になったとの回答が過半数を超えています。また、全地域において、消極的になった、やや消極的になったとの回答が 10%を下回っており、この数字を見る限りにおいては中小企業金融の円滑化が進んでいると言えます。



#### 【業態毎】

| 最近3ヶ月の動向        | 主要行 |        | 地方銀行<br>第二地方銀行 |        | 信用金庫<br>信用組合 |        | 政府系金融機関 |        | 全体   |        |
|-----------------|-----|--------|----------------|--------|--------------|--------|---------|--------|------|--------|
| 1 積極的に became   | 21  | 9.5%   | 43             | 10.8%  | 65           | 16.9%  | 95      | 23.0%  | 224  | 15.8%  |
| 2 やや積極的に became | 44  | 19.9%  | 143            | 36.0%  | 129          | 33.5%  | 152     | 36.8%  | 468  | 33.1%  |
| 3 変わらない         | 144 | 65.2%  | 180            | 45.3%  | 173          | 44.9%  | 145     | 35.1%  | 642  | 45.3%  |
| 4 やや消極的に became | 10  | 4.5%   | 26             | 6.5%   | 14           | 3.6%   | 20      | 4.8%   | 70   | 4.9%   |
| 5 消極的に became   | 2   | 0.9%   | 5              | 1.3%   | 4            | 1.0%   | 1       | 0.2%   | 12   | 0.8%   |
| 合計              | 221 | 100.0% | 397            | 100.0% | 385          | 100.0% | 413     | 100.0% | 1416 | 100.0% |

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。

(注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。このため、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

#### ・上記表の「4 やや消極的に became」「5 消極的に became」を選択したものの理由

| 上記4・5の理由 | 主要行 |        | 地方銀行<br>第二地方銀行 |        | 信用金庫<br>信用組合 |        | 政府系金融機関 |        | 全体  |        |
|----------|-----|--------|----------------|--------|--------------|--------|---------|--------|-----|--------|
| 新規融資拒否関連 | 6   | 30.0%  | 12             | 30.0%  | 5            | 18.5%  | 12      | 48.0%  | 35  | 31.3%  |
| 担保・保証関連  | 2   | 10.0%  | 15             | 37.5%  | 11           | 40.7%  | 3       | 12.0%  | 31  | 27.7%  |
| 金利関連     | 1   | 5.0%   | 0              | 0.0%   | 1            | 3.7%   | 0       | 0.0%   | 2   | 1.8%   |
| 融資条件関連   | 5   | 25.0%  | 4              | 10.0%  | 4            | 14.8%  | 3       | 12.0%  | 16  | 14.3%  |
| 審査手続関連   | 4   | 20.0%  | 5              | 12.5%  | 4            | 14.8%  | 5       | 20.0%  | 18  | 16.1%  |
| その他      | 2   | 10.0%  | 4              | 10.0%  | 2            | 7.4%   | 2       | 8.0%   | 10  | 8.9%   |
| 合計       | 20  | 100.0% | 40             | 100.0% | 27           | 100.0% | 25      | 100.0% | 112 | 100.0% |

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数(82件)と上記表の全体の合計回答件数(112件)は一致しません。

#### ② 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

○ 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の8項目を聴取しました。

##### 【聴取項目の内容】

- ア. 融資姿勢に関するもの
- イ. 担保・保証に関するもの
- ウ. 経営指導・創業再生支援に関するもの
- エ. 融資の際の説明態勢に関するもの
- オ. 金融機関の資質・能力に関するもの

- カ. 融資の際の審査期間に関するもの
- キ. 金利に関するもの
- ク. その他

○ 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

#### **ア. 融資姿勢の実情について**

- ・ 融資姿勢は積極的である。(北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・福岡・沖縄)
- ・ これまで来なかった金融機関や本部担当者が出向くなど、積極的に融資を開拓しようとする姿勢が感じられる。(関東・北陸)
- ・ 貸し渋りや貸し剥がしの声はほとんど聞かれない。(北海道・東北・東海・北陸・近畿・四国・九州)
- ・ 金融機関が企業を選別化する傾向があり貸出姿勢が二極化している。(北海道・東北・中国・四国・福岡)
- ・ 無担保・無保証・スピード審査を「売り」にする商品が増加する一方で、金利上乘せによるリスク分散やスコアリング方式による審査等、貸し手が優位に立ち、借り手の満足度が十分反映されているとはいえない。(近畿)

#### **イ. 担保・保証の実情について**

- ・ 無担保・無保証等の商品が増え、選択の幅が広がっている。(北海道・東北・東海・近畿・中国・四国・九州・福岡・沖縄)
- ・ 担保重視の姿勢が弱まってきている。(北陸・近畿)
- ・ 担保重視からキャッシュフロー重視へ転換している。(福岡)
- ・ 知的財産に関し特許出願中の段階で融資実行した案件や企業の技術力を加味した案件なども見られるようになり、金融機関の対応も変化しつつある。(北海道)
- ・ 保証協会の保証付融資を優先している。(北陸・近畿・中国)
- ・ 依然として担保・保証に依存した融資姿勢が見られる。(北海道・東北・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・福岡・沖縄)
- ・ 無担保・無保証の商品は拡充されているが、審査が厳しいなど担保・保証重視の姿勢は変わらない。(北海道・東北・近畿)

#### **ウ. 経営指導・創業再生支援の実情について**

- ・ 経営相談担当部署を設置するなど、経営指導に積極的に取り組むようになっている。(北海道・東北・東海・近畿)
- ・ 金融機関が、事業者を対象に異業種交流会、視察を行うなどビジネスマッチングの場を提供していることは評価できる。(東北・関東・北陸・九州・福岡・沖縄)
- ・ 創業支援のための組織作りや税理士会・商工会議所・商工会と連携するなど、サポート体制を整備する必要がある。(北海道・九州)
- ・ 場当たり的かつ金融機関の収益重視で借入を勧めるだけであり、企業育成という観点からの指導は行われていない。(東北・北陸・中国・四国・九州・福岡)
- ・ 創業時の融資制度は充実されてきているが、創業後3～5年を経て資金需要が更に必要とされる時の融資制度を整備する必要がある。(近畿)

#### **エ. 融資の際の説明態勢について**

- ・ 説明態勢は整備され、融資拒絶等でも十分に丁寧な説明がなされており、苦情処理対応も良くなっている。(北海道・東北・近畿・中国・四国・九州・福岡・沖縄)
- ・ 最近では丁寧で詳細な説明があるとの声も多くなっており、リレーションシップバンキングへの取組み効果が出ている。(東海・北陸・中国)
- ・ 担当者により説明内容が異なる場合や、審査期間が長くなる場合における途中経過の説明がないなど対応が十分でない場合がある。(東海・近畿・北陸・福岡)
- ・ 融資制度等についての説明能力は依然不足しており、もっとよく研修等をすべきである。(四国)
- ・ 融資申込みに際し、承諾しておきながら急に話が覆り、資金繰りに窮した事例がある。(中国)

#### オ. 金融機関の資質・能力の実情について

- ・ 企業の売上げのみで審査することなく、企業の将来性を見ることの出来る担当者が増えてきた。(東北・北陸)
- ・ 専門性を備えた人材が増加してきており、金融機関の目利き能力の向上が見られる。(北海道・東北・東海・北陸・近畿・九州・沖縄)
- ・ 支店長・担当者の資質・能力等に差があり融資が左右されるケースがある。(東北・関東・近畿・北陸・東海・中国・九州)
- ・ スコアリングシステムの導入が進んでいる反面、定性面での評価は遅れている。(関東・福岡)

#### カ. 融資の際の審査期間について

- ・ 全般的に審査期間は短縮しており、迅速な対応がとられるようになった。(北海道・東北・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・福岡・沖縄)
- ・ 無担保・無保証商品が開発されたためか、審査期間は短縮傾向にある。(中国)
- ・ 本部案件が増加してきており時間がかかっている。(東北・九州)

#### キ. 金利の実情について

- ・ 企業の経営状態に応じた適切な金利設定が行われており、不当に金利設定されたとの話はない。(北海道・近畿・九州・沖縄)
- ・ 金融機関の競争が厳しいこともあってか金利は低下傾向にある。(東北・東海・九州)
- ・ 企業の財務内容による信用格付けにより、金利に企業間格差が見られる。(北海道・東北・関東・北陸・近畿・中国・四国・福岡)

#### ク. その他の寄せられた意見

- ・ 企業は取引先の開拓を望んでいる。金融機関も中小企業のビジネスマッチングに取り組んでいるが、もっと小さな企業も紹介して欲しい。(福岡)
- ・ 金融機関は、どこを直せばランクアップするのか債務者区分を借り手に情報開示して欲しい。これにより、企業の経営改善が進展するのではないか。(東北)
- ・ 過去の貸し渋り問題等を踏まえ、複数の金融機関と取引する企業が増えている。(北陸)

### ③ 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・ 中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・ 今回の質問調査事項は、前回と同様以下のとおりです。

金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」(改訂版)の中小企業への浸透状況について

#### 【寄せられた主な意見】

- ・ マニュアル別冊自体は認知しているが、詳細までは関心が少ない。
- ・ 中長期の資金繰りや経営計画を意識している中小企業の中には、マニュアル別冊の内容を把握しているところも出てきたが、未だ多くの中小企業には浸透していない。
- ・ リーフレットの店頭設置、個別経営指導、相談会等を通じ、徐々にではあるが浸透している。
- ・ 講習会の開催や新聞へ広報記事を掲載して周知したほうがよい。

### 3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

#### (1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

#### (2) 意見交換会における要請(金融庁での活用)

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会(毎月開催)等において、中小企業金融モニタリ

ングで得られた事例について紹介しています。具体的には、事業からのキャッシュフローを重視し、過度に担保・保証に依存しない融資を含む健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

### (3) 地域金融円滑化会議の活用等（財務局等での活用）

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「平成 17 年 11 月に実施した中小企業金融モニタリングの取りまとめ結果の公表について」](#)（平成 18 年 1 月 20 日）にアクセスしてください。

## 日EU財務金融ハイレベル協議について

1. 平成 18 年 1 月 18 日、ベルギーの首都ブラッセルにある欧州委員会本部において、日EU財務金融ハイレベル協議が開催されました。この会議は、日本と欧州連合（EU）におけるマクロ経済情勢や金融セクターに関する主要事項について、双方の財務・金融当局（日本の財務省と金融庁、欧州委員会の経済財務総局と域内市場総局）の高級事務レベル間で意見交換を行う為、1985 年以来、年に 1 度のペースで定期的に開催されている国際会議です。今回、日本からは、渡辺財務省財務官、式部金融庁審議官、及び関係スタッフが、欧州委員会からはレグリング経済財務総局長、シャウブ域内市場総局長、及び関係スタッフがそれぞれ参加しました。
2. 今回の会議において、午前のセッションでは、日本とEUのマクロ経済状況や財政・金融政策について日本の財務省と欧州委員会経済財務総局との間で議論が行われた後、財務省、金融庁、欧州委員会経済財務総局、域内市場総局の 4 者が参加したジョイントセッションでは、中国経済が日本とEUの経済に与える影響や中国の金融セクターの安定性、EUによる日本の会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性評価について議論されました。午後のセッションでは、近年の日本とEUの金融セクターの進展について、金融庁と欧州委員会域内市場総局との間で意見交換が行われました。会議では、財務省、金融庁と欧州委員会の間で活発な意見交換が終日行われ、充実した内容となりました。以下、金融庁に関連する事項に係る議論の内容をご紹介します。
3. 会計基準の同等性評価について、欧州委員会は、EU資本市場の統合措置の一環として、EU域内で証券を上場する域内企業に対して、IASに基づく財務諸表を開示する義務を 2005 年 1 月より導入しました。また、今後、域内で上場する外国企業にも IAS 又はこれと同等の会計基準に基づく財務諸表の開示義務を適用することとしております。これに伴い、欧州委員会は 2007 年 1 月からの外国企業への適用を目指し、日本、米国、カナダの会計基準が IAS と同等であるかどうかを評価し、結論を出すべく作業を進めてきました。ここでもし、日本の会計基準が IAS と同等でないと欧州委員会が最終的に評価した場合、現在 EU 域内で上場している日本企業は、日本の会計基準に基づく財務諸表を用いてEU域内で投資家への情報開示ができなくなり、IAS 又はこれと同等と認められた他の会計基準で情報開示をしなければならず、大きな負担が生じることになります。  
この点を踏まえ、これまで金融庁は、日本の会計基準が 1990 年代後半以降の会計ビッグバンを通じて、既に国際的にも整合的で高品質なものとなっており、IAS と同等と評価されるべきである旨主張してきました。今回の会議では、渡辺財務官からも、欧州委員会の同等性評価に関する先行きの不透明感によって、EU資本市場での日本企業の資金調達に対して不確実性が増していることについて懸念が表明されました。

これに対し、欧州委員会は、国際的な会計基準の収斂（コンバージェンス）による会計基準間の実効的な同等性の確保が重要であり、今後も日本とEUが緊密かつ継続的な協力関係を維持することにより、今後この問題を解決する方法を必ず見出すことができるとの考えを示しました。

また、日本の会計基準を定める企業会計基準委員会が、IASを定める国際会計基準審議会と共同プロジェクトを現在進めているなど、日本の会計基準とIASとの収斂を図るため積極的に活動を行っており、日本とEUは、この取組みを進めていくことが重要であるとの認識で意見が一致しました。

4. 日本の金融セクターにおける進展について、金融庁は、重要課題であった主要行の不良債権問題を解決し、日本の金融システムの国際的信頼性の回復を果たしたこと、金融サービスや消費者ニーズの多様化、近年一層の進展を見せる金融の国際化への対応に向けたこれまでの様々な取組みを「金融改革プログラム」に沿って紹介しました。欧州委員会は日本の金融セクターにおける急速な制度改革の進展を評価しました。また、銀行代理店制度の見直しが日本で活動する外国金融機関に与える影響について欧州委員会が関心を示し、金融庁はこの制度改革の消費者と金融機関双方にとってのメリットを説明しました。

また、現在、法制化を進めている投資サービス法（仮称）について、その基本的な考え方や法制化への取組みを紹介しました。欧州委員会からは、法制化のプロセスにおける市場関係者からの意見の反映について、EU金融市場の統合に向けた取組みでの経験を基に質問があり、金融庁は、EUを含む諸外国や国内の市場関係者の意見を十分踏まえながら、これまでの法制化の作業を進めてきたことを説明しました。欧州委員会は、日本の金融セクターにおける様々な業態・サービスを横断的・包括的に規制する新しい法的枠組みを創設しようとする金融庁の取組みを、金融の自由化・国際化の流れに沿うものとして高く評価しました。

5. 他方、EUの金融セクターにおける進展として、欧州委員会は、今後5年間の域内金融市場の統合を進める為の包括的計画として昨年末に公表した「金融サービス政策に関する白書」と、今後この白書に基づき取り組む優先課題を紹介しました。欧州委員会は、従前の包括的政策プログラムである「金融サービス行動計画」に続き、EU金融市場の統合を更に進める計画としてこの白書を公表しました。金融庁と欧州委員会は、今後欧州委員会が白書に基づき実施する措置が第三国に与える影響に留意することが白書に規定されている点について、また、EU域内の決済制度の統一を目指す「決済サービス指令」がEU域外の金融市場に与える影響について活発な議論を行いました。

また、EU資本市場の統合を目指して制定された「金融商品市場に関する指令（MiFID）」の目的（投資サービス業に係る域内共通の参入規制（パスポート制度）、投資家保護ルール、市場参加者の競争の促進等）や、指令の実施に向けた今後の取組みが紹介され、投資サービス提供者に課せられた義務について、日本とEUの制度を比較して双方の意見が交わされました。

6. 会議の終了後、日EU双方の合意に基づき、会議の概要を示すプレスリリースが[公表](#)されました。次回のこの会議は東京で開催される予定です（時期は未定）。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「日EU財務金融ハイレベル協議について」](#)（平成18年1月19日）にアクセスしてください。

## 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会との 情報交換枠組みの改訂について

1. 証券及び金融先物を含め、金融取引がますますクロスボーダー化している中で、適切に市場の監視・監督をするためには、海外の規制当局の間で円滑な情報交換ができることが必要になってきています。
2. このため、金融庁は、すでに米国や豪州、香港等と情報交換の枠組み（いわゆる日米証券MO

U) を結んでいるところですが、既存の枠組みにおいては、証券先物のみをカバーしており、金融先物は対象となっていませんでした。

3. 他方、金融先物についても、米国においてこれを監督する米国商品先物取引委員会（C F T C）から適宜情報交換を図りたいという要望があったことも踏まえ、平成 18 年 1 月 16 日、既存の情報交換枠組みの対象に金融先物を新たに加える改訂を行ったところです。

4. この改訂の文書署名は、同日、ルーベン・ジェフリー C F T C 委員長が金融庁長官を訪問した際に行われました。両氏は、このときの面会において、金融先物商品などにかかる投資家保護の重要性について意見を交わすとともに、そのためにも両者の協力関係が一層大事な意味を持つてくるという点で一致したところです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会との情報交換枠組みの改訂について」](#)（平成 18 年 1 月 16 日）にアクセスしてください。

## 取引等の適切性確保への取組みについて

金融機関が取引先に対し各種の要請を行った場合、取引先は今後の融資等への影響を懸念して意思に反しても要請に応じることがあり、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題を生じやすいことから、金融商品・サービスが多様化する中、金融機関が適切な態勢を構築することは、金融機関への信頼性確保の上からも極めて重要であります。

こうした中、遺憾ながら、今般、金融機関による金融商品販売に関連し、公正取引委員会より、独占禁止法の優越的地位の濫用に係る規定に違反するものとして、排除措置命令が発出される事態が発生しました。

これを踏まえ、預金等取扱い金融機関一般に対し、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題が生じることがないように、金融取引、金融商品・サービス販売等の適切性に万全を期すべく、平成 18 年 1 月 5 日、以下の点について要請しました。

すなわち、

1. 金融機関が融資等を通じ取引先に影響力を及ぼし得る立場となりやすいことを踏まえ、取引等の適切性が確保されているか、

2. 特に、当該機関に対し融資等に関連して寄せられている相談・苦情について、上記 1. の観点から、迅速かつ十分な分析・検討・改善が行われているか、

の点について自ら態勢面を含め検証を行うとともに、問題があった場合にはその是正を行うことにより適切な対応を図ることとしています。

なお、当局としては、各金融機関がこうした取組みを行ったことを前提に、通常の検査・監督の中で、必要に応じ対応を行っていくこととなります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの[「報道発表資料」](#)から[「取引等の適切性確保への取組みについて」](#)（平成 18 年 1 月 5 日）にアクセスしてください。

## 【特 集】

### お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム ～お金活き活き、まち活き活き～ 第2回：パネルディスカッション セッション1 「金融経済教育の必要性を考える」

前号に引き続き、金融庁、近畿財務局、大阪府の主催により開催した「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム～お金活き活き、まち活き活き～」について掲載します。

今回は、パネルディスカッションのセッション1「金融経済教育の必要性を考える」の模様をご紹介します。

#### パネルディスカッション・セッション1 「金融経済教育の必要性を考える」

(司会) それではこれより、パネルディスカッションに移ります。本日ご出演の方々のプロフィールをご紹介します。

まず、最初にこのパネルディスカッションのコーディネーターをお願いします、キャスターの**生島ヒロシさん**です。生島さんは1976年TBSにアナウンサーとして入社、1989年に独立された後は健康、福祉、経済などの幅広い分野でテレビやラジオ、講演、セミナー司会など多方面にわたり活躍されています。



生島 ヒロシ 氏

続いて、同志社大学政策学部教授の**川北英隆さん**です。川北さんは1974年日本生命保険相互会社に入社、2003年退社後は主に証券市場、証券投資、投資家行動を専門に活動され、同志社大学政策学部教授のほか日本証券アナリスト協会副会長、日本ファイナンス学会会長を歴任するなど、多方面で活躍されています。

続いて、NPO法人おおさか元気ネットワーク副理事長の**高見一夫さん**です。高見さんは中小企業

の経営支援を行いながら、地域社会づくりをテーマに福祉や環境、障害者などの仕事づくりや、福祉の町づくりを中心に活動されており、NPO法人おおさか元気ネットワークの副理事長として活躍されています。

～**稲岡真理子氏**（ライフマネジメント研究所長）より「活き活き人生創りのサポーターとして」、**大久保育子氏**（金融学習グループ OLC 代表）より「私たちの金融学習」と題して発表いただいた後、両氏を交えて次のとおりパネルディスカッションが行われました。～

(生島) さて、貯蓄から投資へという流れになっています。なぜかという、戦後、ある程度お仕事をしてお懸念働いていけば、給料は右肩上がり、退職金が出て、住宅ローンがその退職金で払えて、お孫さんの面倒をみられて、年金も安定していた時代がありました。ところが、先ほどスライドにも出ていましたが、今後年金はどうなっていくのでしょうか。金利もゼロ金利が続いています。つまり老後までに蓄えたお金、退職後蓄えた退職金が増えていかずに目減りしていき、長生きする可能性も高いので、どんどん不安になっていきます。そんな中で金銭的にみれば、例えばそれまでに蓄えたお金がいい形で運用利回りが高ければそのまま増えていくのですが、やはり老後を年金とそれまでのストックで生きていかなければいけないわけです。昔は郵便貯金や銀行に預けておけば利子が6～7%ありましたから、自然にお金が増えた時代がありました。それまでの成功の設計図が今崩れてしまっています。そこを何とかしなければいけないのではないかとという中で、貯蓄から投資へ、そしてうまくお金に働いてもらおうと

いう時代になってきていると思います。そこで、川北先生、そういう時代の要請の中で、個人としてやはり当然のことながら、一生懸命真面目にやってくれる人もいれば、だましてお金をぶん取ろうという悪い輩も出てくるわけですが、個人として身につけておかなければいけない知識は、どの程度持っていればいいとお考えでしょうか？

**(川北)** 欲を言えばきりがないというのが正直なところですよ。ただし、儲けるというのは、ただではない、肝に銘じるのが大切です。よくただ飯はない、フリーランチはないという言い方をされますが、儲かる話は、いい業者、悪い業者共に、何かやはり裏があると考えないといけません。一番端的な例は株式で、株式の現物を持っていれば、会社が潰れない限り無一文にはならないです。一方、インターネットで証券会社のホームページを見るとたくさん誘惑があり、信用取引もその一つです。学生に信用取引はやるなと言っています。信用取引というのは、要は値上がればとても儲かりますが、損すれば資金はゼロになるところかマイナスになります。投資の場合、儲かればどれだけ儲かるのかは誰もがすぐに描くわけですが、逆に損したときにどれくらい損するのか、その最悪のときの損失が、自分の財産、自分の生活設計に大きく影響を与えるのかどうか、少なくともその程度のことを考えるべきだというのが最低限、知っておくべき知識というか知恵です。証券会社若しくは他の業者から勧誘があったときに、損すればどの程度までいくのか、これはやはり自らの防衛として質問すべきでしょう。ですから、その質問ができる程度の知識は必要だと思います。あとは業者の責任ですから、きちんと説明する、説明しなければ金融庁に取り締まってもらう、ということだと思います。



川北 英隆 氏

**(生島)** 稲岡さん、自分でライフプラン、マネープランもきちんと立てましょと仰っていました。今までは我々は、ひとつのツアーのパッケージに乗り、添乗員に任せておけば、そのまま人生行けた感じがしたのですが、今は川下りをして大海原

に出て、それからみんな自分の船で大海原を乗り越えていきなさいという時代に入ってきたわけです。そんな中で稲岡さんは、特に「いくらあったらいいですか」という質問があったと仰っていましたが、本音のところそういうことだと思います。こういう時代の流れの中で、個人は防衛策も含めてどういうことをしておかなければいけない、考え方の基本はどうすればいいですか？

**(稲岡)** そういう方には必ず質問することがひとつあります。「あと何年ぐらい生きていますか」と聞きます。「えー？」と言って、「生きられるだけ生きたい」という方と、それから、「まあ寿命だけ」、「孫の顔が見られたら」などと仰います。でも、そうではなく自分の意思で、自分はこれとこれ、こんなことをして、最後に「やった！」と達成感を持って死にたいと考えると、「時間軸でいくとあと何年間ですか」と言って全部、時間に計算してもらうのです。これまで、その遠い未来のためには先ず何を準備すればいいのか、具体的に考えるためのトレーニングの場やきっかけがなかったのではないかと思います、そういう質問をしながらライフプランの話を進めています。

**(生島)** さっき申し上げたのですが、よく生命保険文化センターが、例えば定年を迎えたときに、普通の生活ならば1カ月約24万円、ゆとりある生活なら38万円が必要ですよと言っていますが、80～85歳ぐらいの計算でいくと、約8,000～1億2,000万円という数字になります。「全部？えーっ」とみんなびっくりするわけですが、基本的には年金で7～8割はまかなえるのですか？

**(稲岡)** その方の希望する生活次第ですね。今6,000万円や1億円持っていなくてもいいということはその次に言います。そして、自分はいくら必要で、それを具体的に計算して、いつまでにどんなふうにと、時間軸で物事を考えようということです。そうすれば、ものすごく不安に駆られることもないと思います。準備するにも投資するにもそうしたことから考えていこうという話で、「では準備を進めます」というスタートラインに立てるようになります。でも、そういうことを誰も言わない、誰も言ってくれる機会がなかった大人が多いことに問題を感じます。学校教育でも、先生方があまり金銭教育を教えませんので、金融経済教育や啓発に携わる者として心配しています。

**(生島)** 大久保さん、投資活動、とてもいいと思いますが、やはりお金は「増やしたい」、「守りたい」、「節約したい」など色々なブロックに考えるべきだと私は思います。そう考えると、今日は退職された方もいらっしゃると思いますが、退職されたら基本的にはお給料が入ってこないわけですね。それまで蓄えたお金をそのまま銀行に預けてゼロ金利でいくのか、それともその蓄えたお金が例えば

1,000 万あるならば、リスクを考慮の上で、掛ける運用利回りで、5%でいくのか、8%でいくのか、または倍になるのかという、そういう運用利回りを考えなければいけません。目先で動くよりも中長期で、複利でうまく運用を活かすと、1 万円の積み立てだって 30 年経ったらたくさんのお金になったりするわけです。そのあたりの中長期の教育もかなりされていらっしゃるのですか？

**(大久保)** この投資クラブでしているのは株に特化したことだけです。金融商品研究というところで、他の金融商品、中長期で運用する商品のパンフレットや広告等を皆で集めてきて、メンバーがユーザーになり店頭で色々と質問をしてみたりしながら、商品研究もしています。



大久保 育子 氏

**(生島)** 川北さん、金融経済教育の必要性が今とても求められていますが、壁になっているのは何だと思いますか？

**(川北)** 大学生の 1 年生や 2 年生を教えて、議論させて、ゼミも担当していますが、生活の中で身近に株式を経験していないのがネックです。金融に関して、当然預金はしていますが、証券、特に一番身近であるはずの株式を皆が知らないということが、かなり大きな壁だと思います。ですから、子供に金融の知識を幅広く身につけさせようとすると、家庭の中でお父さん、お母さんが、先ほど言った現物株だったら安全ですから、よく知った企業の株式に投資した後で、こういう銘柄を買って配当がきたので、この配当で外食に行こうなどと、そんなことを子供に教え、株式を身近に感じさせることが必要だと思います。そんな状況がないというのが、壁と言え壁ではないかと思っています。

**(生島)** 我が家の金銭教育として、子供の頃から外食した場合は必ず子供にお財布を預けて、いくらかったか、領収書を必ずもらうように教育し、例えば銀行に行くときなどは必ず連れて行きました。そういう何気ない行動が大人になって功を奏しているかなと思っています。あとは、子供たちにお手伝いをさせることです。お手伝いを積極的

にやる子は将来ニートの的にもならないし、自立する確率が高いというアメリカのデータもあります。子供の頃から何気ない日常生活の中で金銭教育を、親も意識してやっていくといいのではないのでしょうか。

**(稲岡)** いわば金銭教育というのは特殊なものではないと思います。生きるという力に応用力をつけていくことだと思います。例えば店頭のネギ 1 本でも、作った人がいて、輸送、販売する人がいる。それに対して対価を支払わなければいけないということです。学校の先生の知識としても、算数の公式をそのまま教えるのではなく、「りんごがあつて」、「八百屋さんの店先で」、というような少し平たくしたような学習指導を行うことが大切であり、日常的なものを教材に取り込みながら、色々な場面で応用力を身につけるということが子供達には少し欠けているという気がします。だからマニュアルチックになったり、数字にこだわりすぎたりということがあるのではないかと思います。金融経済教育の実践方法の研究をもう少しやっていきたいです。

**(生島)** 高見さん、色々なご商売などコミュニティ・ビジネスの話を後半ですが、例えば、先だって私は、金融広報中央委員会の講演で飛騨高山に行って来ました。そこでは金銭教育を子供たちに、低学年からずっとしているのです。まとまった文集を見せてもらったのですが、子供たちが「もったいない」と言っています。つまり、金銭教育や金融教育をすることによって、子供たちにまず「もったいない」、「無駄をしたくない」という気持ちが生まれてきます。また、スーパーマーケットに行くと自分の目の高さにあるものは何か、売れる商品はどのあたりだろうなど、そういうことが小学校からピピピッとくるようになっているのです。あれは、私はすごい効果だと思います。

**(高見)** そうですね。先ほど仰ったように、私も算数など、そういった機能だけを教えているけれども、実学、生活の中でどう活かすかという、お金の使い方や考え方についての訓練は早い段階からしたほうがいいと思います。特に、最近では、中小企業の開業率を廃業率が上回ってしまっているということで、いわゆる起業に挑戦するなど、そういうチャレンジ精神が弱くなっています。こういったこととニート現象、フリーター現象は決して無縁ではないと思います。どこか底流でつながっているような気がしますので、仰っているところは非常に大事な部分だと思います。

**(生島)** 稲岡さん、お金について、年代によって考えなければいけないことがあると思うのです。例えば、30 代だと教育費が一番かかります。それから 40~50 代だと介護にお金がかかったり、教育

費もかかったりします。子供が離れていった場合、50代後半～60代で、今度はお二人で老後の蓄えを増やしていきます。このライフプランも絡めて、例えば30代はどういうことを基本的に考えながらお金と向き合えばいいのか、そのあたりを少しご説明いただけませんか？

**(稲岡)** 30代も後半になると人生の中で、先もある程度見えてきて、子供の教育なども基本的な方針が立ってくるというスタートラインではないかと思っています。そういうときに、客観的な情報をかなり集めた形で、最終的に「ああ、生きてきてよかった」と思えるように、夫婦単位ではなく、お互いが個人として何年間自分の意思で生きたいかということを、自立できる所帯を持った大人として正面から話し合える世代だと思うので、ぜひそれは、社会教育の中でも進めていくべきだと思います。男性が特に照れ屋なのか、女房に任せているからという考え方を持っていたりして、非常に男女の中でも取組み方に違いがあると思います。



稲岡 真理子 氏

**(生島)** 40代はどうですか？

**(稲岡)** 40代の働き盛りの人の多くは仕事も忙しく、会社や組織の中でかなり重圧感を感じて、自分の人生を考える余力が、エネルギーとしてだんだん薄くなって、気持ちのゆとりも少なくなっているということは、企業内研修をしていて、実感としてあります。そこで、「あなたは定年後どうしますか？」という質問をすると、「妻と海外旅行に行く」と言われるのですが、多くの妻はそうは思っていないですね。「友だちと」という答えが多いです。同じ40代でも妻の方は、どこの国へ行きたいなどと非常に具体的です。しかし、夫は、とにかく現実から逃避できるという考えで、情報も少ないと同時に、自分の人生に対する逼迫した真剣さがいないのではないかと、会社人間、社会人間に少しなりすぎていたりして、いわば1人の人間としてどう生きたいかというところの具体化を40代の男性には特にお願いしたいと思います。

**(生島)** 今、私は55歳になるのですが、50代はまず具体的なところでいうと、保険の見直しをしたほうがいいのではないかと考えています。その50代のポイントは何でしょう？

**(稲岡)** もうまさに仰るとおり、50代は自分のこれからの生活を支える基盤の確認です。50代の後半よりも前半のほうがいいですね。前半で見直しをすればまだ手当てができます。40代だと少しまだ不確定要因がありますが、50代前半は、保険の場合で言えば特約をつけておこう、乗り換えようなど、その手当てが間に合います。そういうことでの見直しです。それから、やはり目標の微調整が必要と私は思っています。

**(生島)** 60代になると定年退職を迎えられる方もいらっしゃるって、それまでご自分の蓄えられたものが大きければいいですが、少ない方はリスクをとるのが怖くなってしまい、失敗も許されない年代です。そういう方のマネープランとしてはどういうことを押さえておけば安心ですか？

**(稲岡)** まず、自分の生活の実態を確認することです。収入と支出、それから負債や財産の実態の確実な把握をしなければ先へ進めません。

**(生島)** 保険や資産の一覧表を作るべきですね？

**(稲岡)** はい。一覧表を作って、負債など早めたほうがよいと思われるものは早めるなど、とにかく不安に駆られるだけではなく実態把握に尽きると思います。

**(生島)** 保険に関していうと、私は医療費を厚くして、生命保険の分を減らしました。やはり皆さんも付き合いで入っていたりして、意外に無駄なものを掛けていたり、重なっていることがあるのですが、保険の見直しの部分に関して押さえておくポイントはどこでしょうか？

**(川北)** すみません、私は保険の販売を全くしたことがないので、商品についてはよく分かりません。ただ、自分自身のことを考えてみると、今は貯蓄目的で保険に入るのは、やめたほうがいいと思います。仰るように、自分が万が一病気になったときにどの程度の医療費が保険として給付されるのか、一方病院にいくら支払うのかを中心に組み立てられるのが一番いいと思います。

**(生島)** 私の場合は、入院したり介護になる可能性があるのも、例えば差額ベッド代を、1日1万5000～2万円出るものにしておいたり、生命保険に関しても、子供たちが小さなうちは一家の大黒柱が倒れると大変ですから、保険金を高く掛けていましたが、もう20歳を過ぎたので、それも多く掛けている必要はないなと思いました。保険には貯蓄と保障という部分がありますが、貯蓄の部分は他の商品にして、保障という部分で入るという考え方もあるのです。

さて、やはり皆さんがある程度経済的に豊かな

生活を送りたいと思うのは当然だと思います。そこで、世界で豊かになる公式がひとつだけあります。{(収入－支出)＋資産×運用利回り}が世界で共通の豊かになる法則だと私は思うのです。運用利回りが高ければ高いほどお金は増えていくわけですが、収入を増やすことも大切です。いかに個人がお金を稼げる力を持っているかが重要なわけです。だから、若い子たちに、「まず、好きなことをやりなさい。好きなことでお金が稼げるようになることが重要で、そのためには色々な意味でその努力も惜しんではいけない」と私は言っています。そこでポイントは、個人が働くということ、そのために必要なのはアイデアです。これから日本はもっと金融立国になっていかないと、本当に人口も減る、資源も少ないわけですから、個人としては、構想力、豊かな発想力、そして土俵際に追い込まれても負けないような実行力と耐える力を持っていることが重要です。次に、支出の部分でいかに減らすかがポイントです。大久保さん、これは得意分野かどうか分かりませんが、個人が一番支出を減らすには何が大切だと思いますか？

**(大久保)** 節約です。

**(生島)** 最大の部分の節約は何でしょうか？ 今色々耐震偽装問題で揺れていますが、1つに住宅があげられます。日本人は安全志向だといわれている割には、住宅に関して言うと、例えば1億円の買い物を頭金2000万円入れて8000万円のローンを組むわけですね。向こう20～30年といたら激動です。そこをあえて、ローンを組むのは土地神話の影響もあるでしょうが、まずローンを組まないこともひとつの発想だと思います。2番目に大きいものは保険です。高額な生命保険に入ってしまった、家計を圧迫していたら、運用までいかないわけですね。その支出の部分をこれからもっと考えないといけないと思います。そして、ポイントは、大久保さんの得意分野の運用利回りです。運用利回りを上げるには今一番いいのは何だと思いますか？

**(大久保)** 今は国内株式だと思います。

**(生島)** 国内株でも特にどうなのでしょう？

**(大久保)** 電力株がいい、何株がいいといったものはよく分からないのです。今、円のほうが安くなっているから、こういった業種がいいなどと新聞や雑誌には載っていますが、投資クラブを始めてからそういう情報に余り右往左往しなくなりました。やはりもう地道に、自分が消費者として使っている製品や周りのサービスなどを見ていて、その財務諸表を見て選ぶというスタンスに変わってきました。だから、今はこの業界がいいといった切り口で考えなくなったので、今のようなご質問に、今ならこれだというお答えができないのです。素人で申し訳ありません。

**(生島)** とてもいいと思います。先生、株式投資に関しては、やはりまず主婦の方はご自分が普段よく買われるもの、身につけるものから企業を応援するサポーターのようになるというきっかけが一番いいのではないのでしょうか？

**(川北)** 私もそれを推奨しています。衣食住の関連です。やはり自分が使ってみてとても気に入ったもの、それからあとは気に入ったサービスです。例えば宅配業者も千差万別で、大きなサービスの差があります。そういう日ごろの接触から、この業者はいいと思う感覚を信じ、株式に投資をするのが最も近道だと思います。

**(生島)** 稲岡さん。私は正直言って、体験しないと納得できないし、話せないで、自分でありとあらゆるものを結構しているのです。

**(稲岡)** 損もされましたか？

**(生島)** 損もしました。バブルの前は、やはり金儲けをするためには、現金と株と不動産投資だと言われてどんどん買いました。一時は私も厳しくなりました。だから不動産投資に関しては気をつけなければいけないと思っています。ただ、リスクの問題ですが、先ほど先生が仰ったように、信用で借金をしないで、現物で、例えば今1万円ずつでも投資信託など買えますし、銀行に預けているよりも増える確率が高いわけですね。損したら損したで、それは勉強になるから学習になるわけですね。つまり、株をすることによって幾つになっても頭を使いますから、私はボケる確率も減るような気がします。そのようにして、学習効果と楽しさを学べます。ただ気をつけなくてはならないこともあります。そのあたりはどういう心構えをして、株式投資に向かえばいいと思いますか？

**(稲岡)** なけなしのお金をはたいて買うというか、損をしたときに生活が崩れるような資金では絶対にやめましょうということです。自分への投資も含めて、将来の自分づくりや株などの勉強といった実践的な学びのための投資として、自分の可処分所得の中から最低1割を活かして、自分を培っていきましょうということを勧めています。

**(生島)** お給料が入ってきたらまず、天引きで1～2割を貯蓄するなり運用に回すということのをこれからおやりになるといいのではないのでしょうか。

**(稲岡)** それを社会人1年生のときからずっとしていけば、かなり鍛えられていくと思いますし、いわば血となり肉となるといえるか、自然体でできるようになると思います。気張ってするとどこかでつまづきますが、気分的に大らかな自然体でしていけば、情報も偏った入り方をしなくなると思います。金融経済教育ではそこが一番大事なかなと私は思っています。

**(生島)** 株も新規公開株、IPO、ジェイコムが今回話題になりましたし、そういう投資の仕方もある

ります。あとは投資信託のように、プロにお任せしながら、外国のもの、日本のものに投資できます。また、株だけではなくて債券という投資の仕方もあります。守りの商品では、元本保証が好きな日本の国民は個人向け国債という選択肢もありますが、最低でも 0.05% で今回は 0.564 という感じです。実際株式投資をおやりになると、守りの金融商品に関しては、だんだん魅力が薄れるのですが、サッカーと同じで攻めと守りの両方をおこななければいけないでしょう？

**(大久保)** もちろんそうだと思います。私自身もまだまだ教育費のかかる子供を抱えていますので、私の場合は 2 年分の生活のお金には絶対に手をつけないというルールを決めています。何事もこの範囲ですというルールを最初に決めておくことが大変大事だと思います。その中で、投資、リスク商品を始めても、今度そのリスクをどこまで受け入れられるかを、自分の身の丈に合わせてよく考えておくことです。株式投資で言うならば、自分はこの場合にはどうするのかというロスカットを最初に決めておくことがとても大切だと思います。

**(生島)** ロスカットというのは、例えば買った金額よりも 10% または 20% 下がったら自動的に売ってしまうということを決めておくことですね？

**(大久保)** はい。

**(生島)** 高見さん、そういう意味では、今金融経済教育や個人の意識の改革もどんどん変わってくればいいと思います。こういう変化は、会社を持つ人の意識や社会を変えていくことになると思いますが、このあたりどうお考えでしょうか？

**(高見)** どちらかからお話ありましたが、いいサプライヤーをどう育てていくかにお金を使いたいということがあると思います。



高見 一夫 氏

**(生島)** いいサプライヤー、どういう意味ですか？

**(高見)** つまりいい供給者、サービス提供者です。

いい会社をいかに育てるかという観点もあるのではないかと考えています。最近では社会責任投資（SRI）という形も出てきていますし、そういう観点を持っていきたいというのがひとつです。また、最近、コミュニティ・ビジネスの講座に来られた高齢の女性は退職金の使い方を考えておられました。預貯金といった分野ではなく、自分の老後と地域生活に投資したいということです。つまり、自分の地域の中で役に立つ、生きがいのある仕事、例えば子育て支援などという形の中で展開していきたいと考えていらっしゃいました。こういう発想も、最近新しいなと思って見えています。

**(生島)** それは大変面白いです。それを第 2 部で、細かく聞かせていただきたいです。地域が発展することはとても重要なので、川北先生と高見先生には第 2 部で引き続き解説をしていただきたいと思います。

さて、もっとお話を伺いたいのですが、セッション 1 はそろそろ時間です。稲岡先生、これから複利の運用、複利計算がとても重要になって、例えば 5 万円を毎月積み立てて、ゼロ金利だと 20 年経っても 1200 万です。8% の運用利回りだと 5 万円で 20 年経つと 2965 万円、約 1700 万円の差になるのですね？

**(稲岡)** そうですね。

**(生島)** 年数が経てば経つほどどんどん差が出ますね？

**(稲岡)** はい。だからこそ、時間軸で色々なことを考えてみるということです。早く考えれば考えるほど、プラスアルファが自分の中に戻ってきます。もうひとつ、自分の持っているお金の力をもっと自覚して、自信を持って運用する、いわば「社会と接点を持った視点で」ということが大切です。銀行、金融機関選びや投資選びでも、まさに自分が社会を動かすという力をどこで発揮するかが重要です。

**(生島)** せっかく与えられた命、人生ですから、やはり皆さん生き生き生きていきたいと思います。そのためには、お金は全てではありませんが、いい意味での手段になるわけですから、お金にうまく働いてもらって、お金を活かすことによって豊かな老後生活も送れると思います。

**(稲岡)** お金で買えないものを手にするためには、やはり知恵もお金も効果的に活かすべしということに尽きると思います。

**(生島)** どうもありがとうございました。

次号では、セッション 2 「市民による地域社会の活性化・地域社会に貢献する市民のお金の使い方を考える」の模様を掲載予定です。

## 【国際室から】

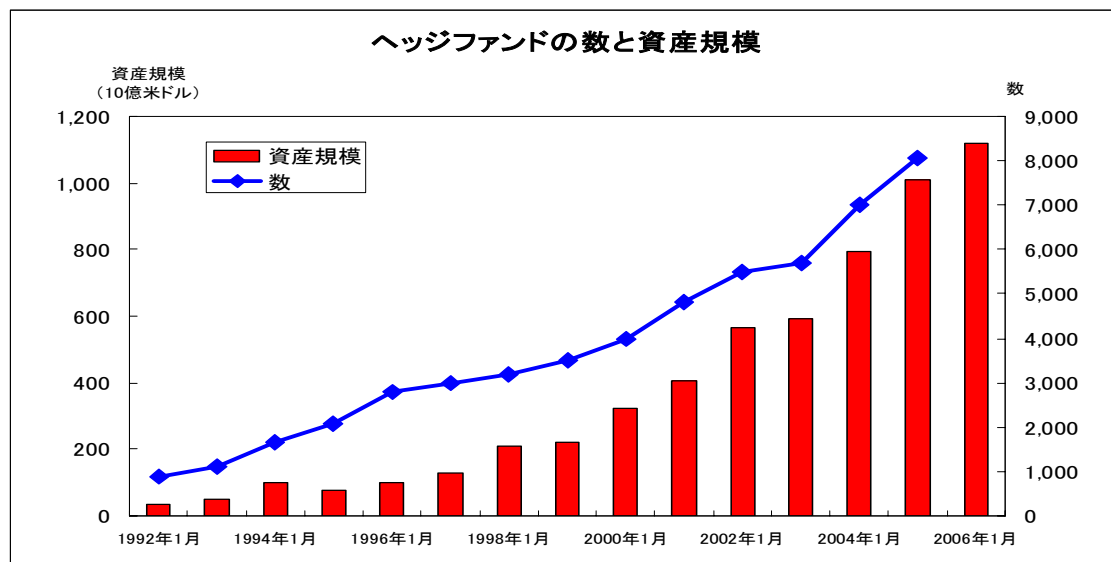
### 我が国におけるヘッジファンドの現状

金融庁は、2005 年、我が国におけるヘッジファンドの実態調査を行い、同年 12 月 13 日にその結果を「[ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点](#)」として公表しました<sup>1</sup>。今回の調査は、我が国のヘッジファンド市場についての初めての实態調査であり、国内外から多くの反応がありました。以下では、当該調査結果の概要を紹介します。なお、本文中、意見にあたる部分は筆者の私見です。

#### 1 兆ドルを超えた世界のヘッジファンド市場

近年、ヘッジファンド市場は目覚ましい成長をみせています。米国のヘッジファンド調査会社が行った調査によると、2000 年初めに 3,240 億米ドルであったヘッジファンド市場は、2005 年 1 月には初めて 1 兆米ドルを突破し、以後も拡大を続けています（図 1）。

（図 1）ヘッジファンドの数と資産規模



（出所：Hennessee Group LLC。2006 年 1 月のファンド数は未入手。）

こうしたなか、ヘッジファンドに対する各国規制当局の関心が高まっています。特に、ヘッジファンドのクロスボーダーでの活動がますます活発化していると言われており、その活動を監視・規制する上で、規制当局間における一層の協力が必要であるとの認識が高まっています。これに対応する形で、各国の証券規制当局で構成される証券監督者国際機構（IOSCO）をはじめ、各国規制当局は、ヘッジファンドに係る提言や対応策を打ち出してきています。

我が国においても、2004 年 12 月に策定・公表した「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」において、ヘッジファンドへの対応を具体的な取組みの一つとして掲げるとともに、IOSCO をはじめとした国際会議における議論に積極的に参加してきています。

#### ヘッジファンドとは

ヘッジファンドの定義付けは非常に困難であり、我が国のみならず、国際的にも明確な定義はありません。例えば、IOSCO は、2003 年 2 月に公表した報告書<sup>2</sup>において、ヘッジファンドを「少なくとも、①通常の集団投資スキーム規制に含まれている借入やレバレッジ規制が課せられず、（すべてで

<sup>1</sup> 詳細については金融庁ホームページを参照してください。

<sup>2</sup> 「Regulatory and Investor Protection Issues Arising from the Participation by Retail Investors in (Funds-of) Hedge Funds」

はないが) その多くは高いレベルのレバレッジを活用し、②管理手数料に加えて(しばしば利益の何パーセントという形で) 成功報酬を徴収し、③ヘッジファンド・マネージャー自身が多額の自己資金による投資を行い、④投機目的でデリバティブが活用され、空売りも可能であり、⑤多様なリスク又は複雑な仕組みの商品に投資する、といった要素のいくつかを有するもの」としているものの、「法規制のための十分な定義付けを行うことは極めて困難である」と述べています。

ただ、いくつかの IOSCO 加盟国においては、一般に、①空売り、レバレッジの利用、②私募形式による募集、③様々な資産への投資、④多様な投資戦略、などといった要素のいくつかを有しているものがヘッジファンドと考えられています。また、このほか、成功報酬の徴収などもヘッジファンドに特有のものであると考えられます。

以上を踏まえ、今回の調査では、我が国におけるヘッジファンドの実態をより広く捉えるため、ヘッジファンドを「①レバレッジの活用、②成功報酬の徴収、③ヘッジファンド投資戦略、の3要素を有するファンド(ファンド・オブ・ヘッジファンズを含む。)」と定義しました。我が国においては、最近、一般投資家向けのヘッジファンド型公募投資信託等の設定・販売が増加していることを考慮し、公募・私募という募集形態の別は問わないこととしました。(なお、今回の調査では、ヘッジファンドの定義の解釈を回答者である金融機関に委ねていることから、回答者によってその解釈が異なる可能性があること、したがってそれにより調査結果が影響を受ける可能性があることに留意する必要があります。)

## 調査の概要

今回の調査では、金融庁が所管する金融機関(預金等取扱い金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託業者及び投資顧問業者等) 1,251 社を調査対象会社とし、任意の回答を求めました。具体的には、設定・運用、投資家への販売及び投資の3つの観点からヘッジファンドの実態を把握するため、それぞれに異なる調査項目を設けました(表1)。あわせて、ヘッジファンドの設定・販売・投資額が比較的大きい10数社に対しては、ヒアリングも行いました。

(表1) 調査項目等

| 区 分               | 対 象                                                                                                         | 項 目                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| I. ヘッジファンドの設定・運用者 | 2000年4月1日から2005年3月31日までの5年間に、調査対象会社が設定したヘッジファンド(調査対象会社の海外関係会社が設定したヘッジファンドで、調査対象会社が運用・販売等に関与しているヘッジファンドを含む。) | ファンド名、募集形態、投資戦略、運用会社、設定国、信託期間、設定金額        |
| II. ヘッジファンドの販売者   | 2000年4月1日から2005年3月31日までの5年間に、調査対象会社が販売したヘッジファンド                                                             | ファンド名、募集形態、投資戦略、運用会社、設定国、信託期間、販売日、販売額、販売先 |
| III. ヘッジファンドへの投資者 | 2005年3月31日時点で、調査対象会社又はその連結対象子会社が保有するヘッジファンド                                                                 | ファンド名、募集形態、投資戦略、運用会社、設定国、信託期間、購入日、購入額、購入先 |

## 我が国のヘッジファンド市場の特徴

今回の調査では、調査票を送付した1,251社のうち1,171社から回答がありました。その概要は(表2)のとおりです。

(表2) 調査結果の概要

|           | 設定・販売・投資実績のある調査対象会社数 | 設定・販売・投資額   |
|-----------|----------------------|-------------|
| 設定        | 57 社                 | 約 2 兆 5 千億円 |
| (うち外国で設定) |                      | 40%         |
| 販売        | 91 社                 | 約 5 兆 9 千億円 |
| (うち外国で設定) |                      | 61%         |
| 投資        | 310 社                | 約 6 兆 1 千億円 |

(注) 設定・販売については、2000年4月1日から2005年3月31日までの間にヘッジファンドの設定・販売実績が

ある金融機関の数及びその金額を、投資については、2005 年 3 月末時点でヘッジファンドを保有している金融機関の数及びその金額をあらわしています。

調査結果によると、金融機関が国内で販売したヘッジファンド約 5.9 兆円のうち約 6 割が外国で設定されています。また、約 5.9 兆円のうち金融機関に販売されたものはその約 50% (図 2) であることから、金融機関が保有するヘッジファンド約 6.1 兆円の相当部分も、外国で設定されたと考えることもできます。また、個人投資家への販売額の伸びは目覚ましいものがあります。

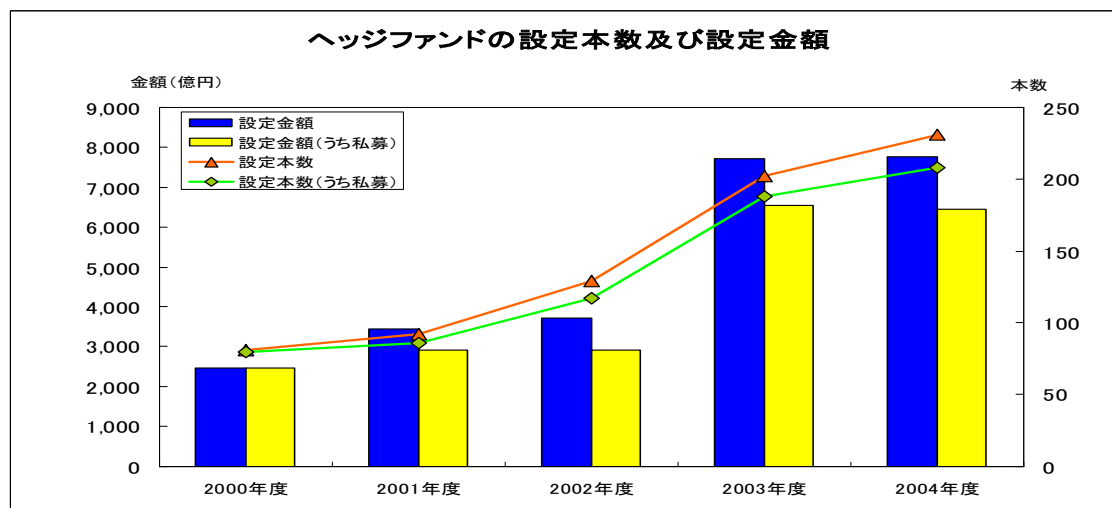
こうしたことから、日本のヘッジファンド市場の大きな特徴は、外国で設定されたファンドが国内に持ち込まれていること、また、ヘッジファンドが個人投資家にも浸透し始めていること、であると言えます。

なお、金融機関の保有額が約 6.1 兆円である一方、過去 5 年間に販売されたヘッジファンドの累計額約 5.9 兆円のうち約 50%が金融機関以外であることを考えると、全体として日本のヘッジファンド市場は 10 兆円近くはあると推測されます。

## 1 兆円に迫るヘッジファンド設定の約 4 割が外国籍

ヘッジファンドの設定本数、設定金額はともに 2003 年度に大きな伸びを示しており、金額ベースでは 1 兆円に迫っています (図 2)。これを設定国別にみると、日本において設定されたヘッジファンドは金額ベースで 60%であり、残りの 40%はケイマン諸島、アイルランド等の外国で設定されています。その理由としては設定コストが日本と比べ低いことなどがあげられています。また金額ベースでみますと約 8 割以上のヘッジファンドが私募によるものです。

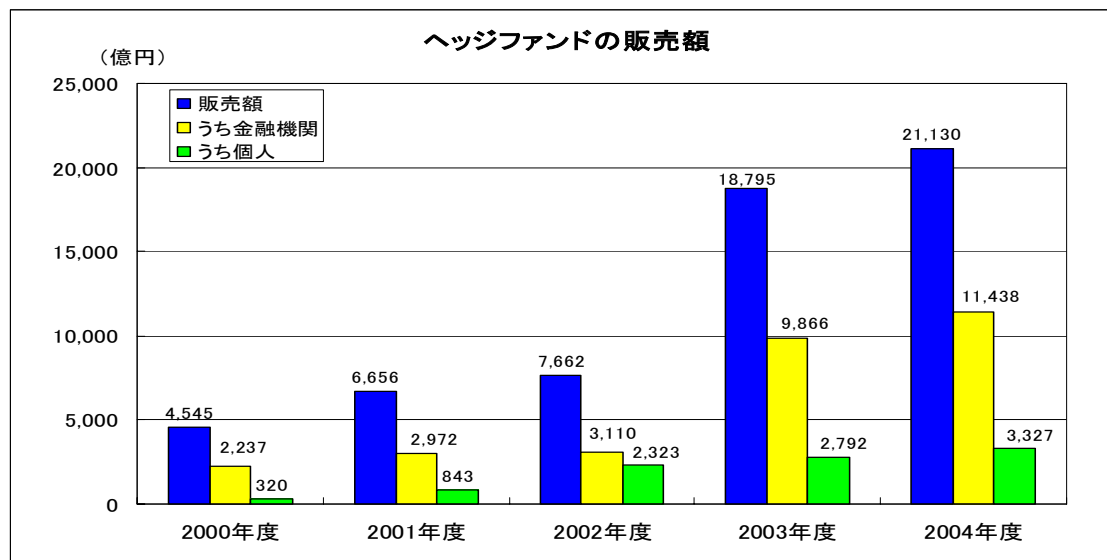
(図 2) ヘッジファンドの設定本数及び設定金額



## ヘッジファンドの個人投資家への浸透

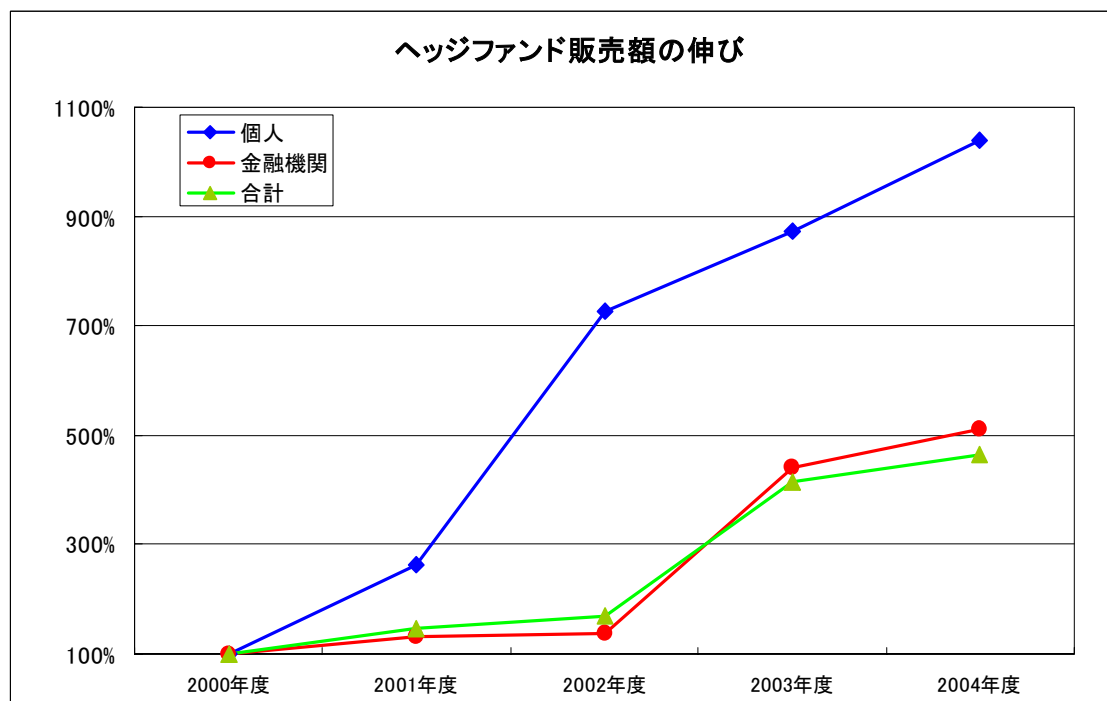
ヘッジファンドの販売額も、その設定額と同様、2003 年以降飛躍的に増加しています(図 3)。

(図 3) ヘッジファンドの販売額



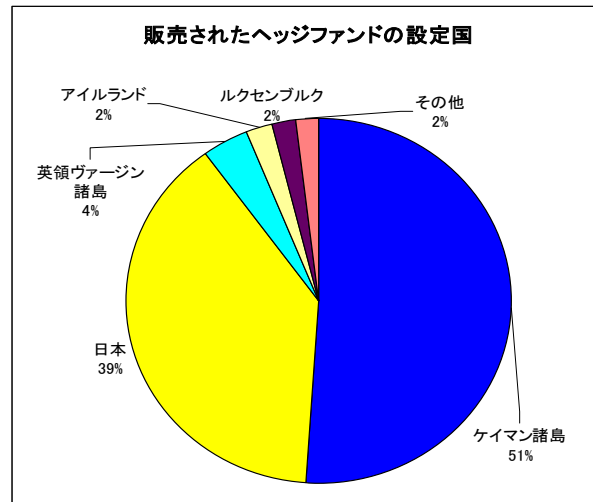
販売先別にみると、過去 5 年間、平均して約 50%を金融機関が占めています。しかしながら、ここで注目に値する点は、個人投資家への販売額がこの 5 年間で 10 倍強と、極めて高い伸びを示していることです(図 4)。このことは、ヘッジファンドへの対応を投資家保護の観点から議論する上で非常に興味深いものであると言えます。

(図 4) ヘッジファンド販売額の伸び



販売されたヘッジファンドを設定国別にみますと、調査対象期間において日本で販売されたヘッジファンドのうち約 4 割が日本籍、残りの 6 割は外国籍です(図 5)。また、国内証券会社が販売したヘッジファンドの 56%、外国証券会社が販売したヘッジファンドの 84%が、外国で設定されています。こうしたことから、外国で設定されたファンドが国内に持ち込まれ、販売されていると考えられます。

(図5) 販売されたヘッジファンドの設定国

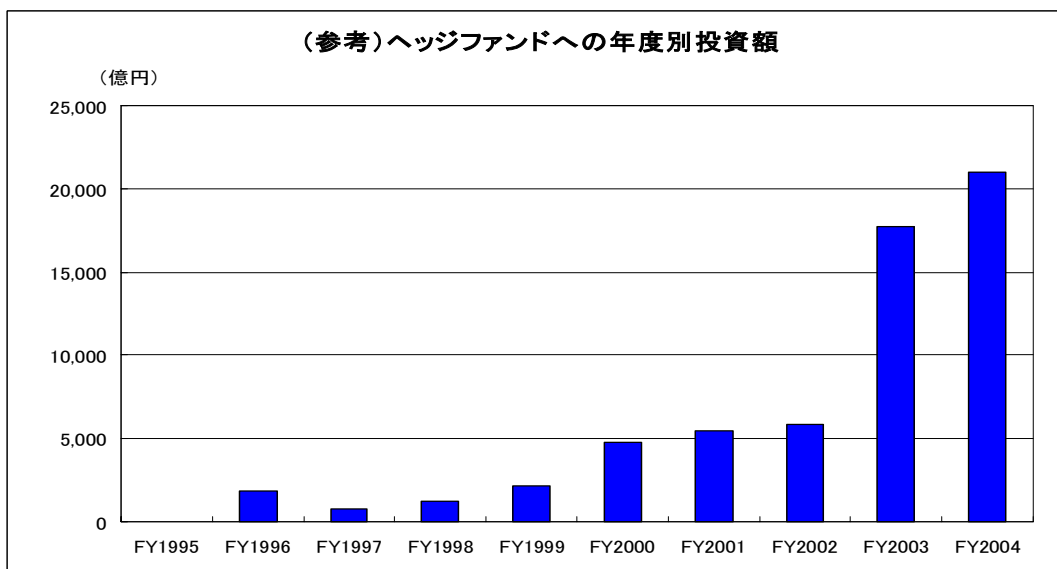


このことは、金融庁がヘッジファンドにどのように対応するべきかについて重要な示唆を与えています。すなわち、ヘッジファンドの設定・運用者等ファンドやファンド・マネージャーそのものを直接監督することには困難を伴うということです。また、それらの活動を必要な範囲で的確に把握するには外国当局との連携が不可欠です。一方で、金融機関のリスク管理のあり方をしっかりと監督していく必要があります。

#### ヘッジファンドの多様化

2005年3月末時点で、調査対象会社の4分の1にあたる310社が、約6.1兆円のヘッジファンドを保有しています。特に2003年度には大きな伸びを示しており(図6)、ヘッジファンド設定額の大幅増の要因には金融機関によるヘッジファンドへの投資ニーズの高まりがあったと考えられます。

(図6) (参考) ヘッジファンドへの年度別投資額



(注) 過去に投資したもので既に償還・解約等が行われたものは本表には含まれていない。

ヘッジファンド投資の増加の背景として、低金利の長期化や株式相場の軟調な推移を受けて、伝統的な投資商品である株式や債券との相関が低く、相場変動の影響を受けにくいポートフォリオの構築によって絶対収益の追求を目指したことなどが考えられます。

これまでヘッジファンドは一般的に、ハイ・リスク、ハイ・リターン投資商品であると考えられてきました。しかしながら、金融庁の調査によると、例えばTOPIXのリスク(標準偏差)が10数%のところヘッジファンドのそれは1桁台であったことなどから、実際にはミドル・リスク(ミドル・リターン)の投

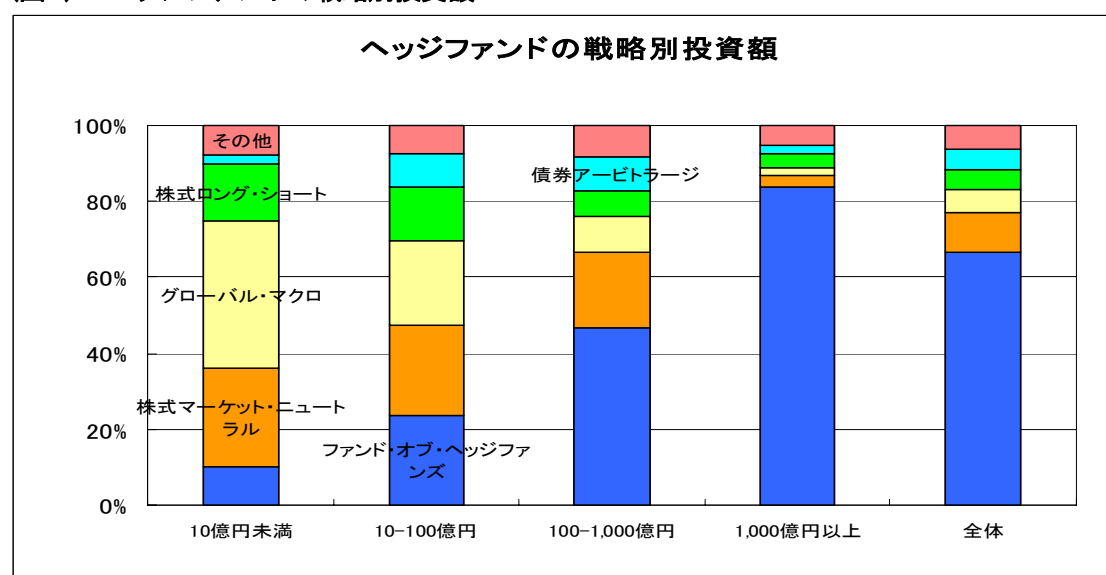
資商品と認識している調査対象会社が多くあります。

これは興味深い点です。すなわち、かつては LTCM (Long Term Capital Management) のように、過度なレバレッジを活用することなどによりハイ・リターン（すなわちハイ・リスク）の商品を提供していたヘッジファンドが、次第に安定的なリターンを目指す商品も提供するようになってきたと考えることができるためです。こうした傾向について、ヘッジファンド投資家が、個人の富裕層から安定的なリターンを求める機関投資家に移ってきているとの分析もみられます。しかしながら、ヘッジファンドのリスクについてはより詳細な実態把握が必要であり、現時点においてヘッジファンド＝ミドル・リスクと断定するのは早計でしょう。

## ヘッジファンド投資のリスク

ヘッジファンド投資を投資残高・戦略（表 3）別に整理したものが（図 7）です。全体では 67%がファンド・オブ・ヘッジファンズ（FOHF）を占めていますが、残高別にみると FOHF が投資残高に占める割合と投資額とは正の相関関係にあります。その要因の分析には更なる実態把握が必要ではありますが、一般に FOHF がシングル・ファンドと比べリスク分散を狙ったものであることを勘案しますと、本調査結果からはヘッジファンドへの投資額が小さい投資家ほど相対的にリスクが高いファンドへ投資している可能性が推測できます。

（図 7）ヘッジファンドの戦略別投資額



（表 3）ヘッジファンド戦略一覧

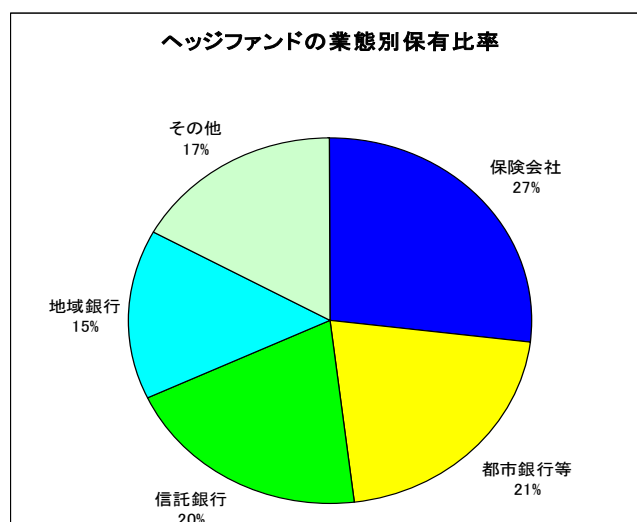
| 戦略名            | 内容                                                                                                      |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グローバル・マクロ      | 為替・金利・株式・商品等あらゆるグローバル市場で、市場のゆがみ・矛盾や方向性に投資機会を見出し、現物・先物・デリバティブを用いた積極的な運用により、市場の方向に関係なく収益を追求する戦略。          |
| 株式マーケット・ニュートラル | 個別株式のロング・ポジションをコア・ポートフォリオとして保有しながら、先物やオプションを利用することによって市場下落リスクをヘッジし、ポートフォリオが市場の指標の実績を上回るよう、絶対収益を狙っていく戦略。 |
| 株式ロング・ショート     | 値上がりが見込める個別株式銘柄群のロングと、値下がりが見込める銘柄群のショートを組み合わせた戦略。                                                       |
| 債券アービトラージ      | 割高な債券をショートし、割安な債券をロングにするポジションを取る戦略で、一時的な価格のゆがみが合理的な価格に収束する過程における収益を追求するレバティフ・バリュエーション戦略の1つ。             |

（出所：「αの追求 資産運用の新戦略」（金融財政事情研究会）、「オルタナティブ投資入門」（三菱信託銀行年金運用研究会）より金融庁作成。）

保有状況を業態別にみると、残高ベースでは地域銀行及び協同組織金融機関が全体の約2割を占めて

ます（図 8）。今回の調査では必ずしも明らかになっていませんが、預貸率の低下が続く中、高い収益が期待できる余資運用先の一つとしてヘッジファンドが選好されていると考えることもできます。

（図 8） ヘッジファンドの業態別保有比率



ヘッジファンド投資家は、ヘッジファンド特有のリスクについて理解する必要があります。

まず、投資家がヘッジファンドの中身について詳細を把握することは一般的に困難です。ヘッジファンドの投資戦略、投資対象などを詳細に開示することは、ファンド・マネージャーにとって収益機会の損失につながる可能性があるためです。純資産額の評価についても、その評価方法の妥当性や評価額の客観的な検証など、従来の投資商品にはないリスクが存在する可能性があります。

ヘッジファンドは流動性が極めて低い点も注意が必要です。一般にヘッジファンドを第三者に売却することはほとんど困難であると考えられており、解約についてもペナルティーが課されるロックアップ期間が設けられることが多くあります。解約通知を行ってから実際に換金できるまでの期間も比較的に長いものが多いと言われています。

金融機関においては、次のような点に配意し、リスク管理態勢を整備する必要があります。具体的には、ヘッジファンド投資にも対応可能な投資方針や運用規程を設けることが肝要です。また、当然のことながら、投資商品についてはその内容を可能な限り十分に理解する必要があります。そのような融資の実行にあたっては、カウンターパーティーの実態を十分に把握する必要があります。更に、内部モデル（VaR など）によりヘッジファンドのリスク測定を行っている場合には、モデルの構築にあたり、上記のようなリスクファクターを勘案することが必要です。十分なストレス・テストが特に重要です。このほか、金融機関がヘッジファンドに融資を行っている場合には、カウンターパーティー・リスクが存在します。

## バーゼルⅡにおける取扱い

ここで我が国における新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）について、その状況を紹介します。

金融庁が昨年 12 月 28 日にパブリックコメントに付した告示案において、標準的手法採用金融機関におけるヘッジファンドのリスク・アセット計算に係る取扱いは、原則として当該ファンドの資産の構成を把握した上で、当該構成資産の信用リスク・アセットの額を計算するようになっています。

他方、内部格付手法採用金融機関における取扱いは、概ね次のようになっています。

① 裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、その信用リスク・アセットの総額

② ①の場合で、裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、保有するヘッジファンドの金額に株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、

③ 保有するヘッジファンドの信用リスク・アセットを直接計算することができず、かつ、①②によることができず、裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかであるときは、当該資産運用基準に基づき最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、その資産構成をとった場合の信用リスク・アセットの額

を、保有するヘッジファンドの信用リスク・アセットの額とすることができます。

さらに、①～③によることができない場合、

- ④ ヘッジファンドが定期的に時価評価されていること等の一定の要件を満たしている限りにおいて、内部モデル手法により信用リスク・アセットの額を算出することができるほか、
- ⑤ 個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いときは 400%を、それ以外のときは 1,250%を、保有するヘッジファンドの額に乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることも可能となります。

このようにバーゼルⅡの下では、ヘッジファンド持分の取扱いはいよりリスク・センシティブになっているため、ヘッジファンド投資にあたっては、こうした点についても配慮する必要があります。

#### 今後の対応

ヘッジファンドに係る各国の規制は、①ヘッジファンドを取り扱う業者を当局に登録させるものと、②一般投資家に販売されるヘッジファンドそのものを当局に登録させるものとに大別されます。前者の例としては米国、英国、香港及び日本が、後者の例としてはドイツがあげられます。

前述のとおり、金融庁がファンド自体を直接規制・監督することには困難が伴います。したがって、金融機関がどのようなヘッジファンドに投資し、またそのリスクをどのように管理しているか、更にヘッジファンド等に融資を行っている場合にはそのリスク管理はどうなっているかも含めてモニタリングするとともに、外国当局との連携を一層強化することによりクロスボーダーで活動するヘッジファンドについて必要な情報を的確に共有できるようにすることが、現状、最も合理的であると考えられます。あわせて、ヘッジファンドの個人投資家への浸透度を踏まえ、投資家保護のあり方についても、国際的な議論を注視しつつ、必要に応じて検討することとなります。

**(注) 本論文は、「週刊金融財政事情 2006 年 2 月 27 日号」に掲載された論文（「解説 ヘッジファンドの現状－わが国のヘッジファンド市場の現状と金融機関の投資状況」）に加筆したものです。**

## 【審議会関係】

### 第 122 回自動車損害賠償責任保険審議会について

平成 18 年 1 月 13 日（金）に第 122 回自動車損害賠償責任保険審議会を開催し、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われました。

本来の自賠責保険料である基準料率については、料率検証結果を踏まえ改定の必要ないものとされましたが、平成 14 年度から平成 19 年度の間、特別会計より交付されている保険料等充当交付金が、平成 17 年度から段階的に減額されていることから、平成 18 年 4 月以降の実際の契約者負担額は、自家用乗用車 2 年契約の場合、現行の 29,780 円から 30,680 円（+900 円、+3.0%）になります。

#### 1. 自賠責保険の料率検証結果について

本来の自賠責保険料である基準料率については、その料率の適正を確保するため、損害保険料率算出機構が毎年その妥当性の検証を行い、検証結果を金融庁長官に報告をすることとなっています。金融庁長官は、その検証結果を当審議会に報告しますが、検証の結果、基準料率が妥当でないと判断される場合には、基準料率の改定を行うことになります。

今回、損害保険料率算出機構から報告された料率検証結果については、平成 17 年度の損害率は 103.9%、平成 18 年度の予定損害率は 104.1%で、平成 17 年 4 月の料率改定時における予定損害率 106.9%との乖離幅は、平成 17 年度▲2.8%、平成 18 年度▲2.6%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされました。

| 契約年度                    | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|-------------------------|----------|----------|
| 前回（平成 17 年 4 月）改定時予定損害率 | 106.9%   |          |
| 検証結果損害率                 | 103.9%   | 104.1%   |

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

※ 昨年の基準料率改定経緯については、金融庁ホームページの[「月刊広報誌アクセス F S A」](#)から「第 27 号（2005 年 2 月）」にアクセスしてください。

#### （参考）基準料率とは？

基準料率とは、損害保険料率算出団体が算出する保険料率の一つで、損害保険料率算出団体の会員保険会社は、損害保険料率算出団体が算出した基準料率を自社の保険料率として使用するという届出の手続きをすれば、保険業法に基づいた認可を取得したものとみなされます。現在は、損害保険料率算出機構が自賠責保険の基準料率を算出しており、自賠責保険を取り扱っている全ての保険会社がこれを使用しています。

#### 2. 平成 18 年度の自賠責保険料の契約者負担額について

平成 14 年度から平成 19 年度の間、自賠責保険を契約する自動車ユーザーが実際に負担する契約者負担額は、基準料率から保険料等充当交付金（以下「交付金」という。）を控除した金額を負担することとなっています。

これは、政府再保険の廃止（平成 13 年度末）に伴い、平成 14 年度から平成 19 年度までの間に効力を生じる自賠責保険又は共済契約について、特別会計より交付金が交付されていることによるものです。なお、平成 17 年度から毎年度、交付金額は残高に応じて段階的に減額されることとなっています。

このため、例えば自家用乗用車 2 年契約の場合、平成 18 年 4 月以降も現行基準料率は 31,730 円と据え置かれることとなりますが、実際の契約者負担額は現行の 29,780 円から 30,680 円となります。詳しく

くは【別 紙】を参照ください。なお、交付金は、平成 18 年度予算の成立により正式に決定されますので、それまでは見込み額ということになります。

○契約者負担額の例【離島以外の地域（沖縄県を除く。）】

|                      |       | 自家用乗用車       |                |                     | 軽自動車(検査対象車)  |                |                     |
|----------------------|-------|--------------|----------------|---------------------|--------------|----------------|---------------------|
|                      |       | 基 準 料 率<br>A | 保険料等充当交付金<br>B | 契約者負担額<br>C = A - B | 基 準 料 率<br>D | 保険料等充当交付金<br>E | 契約者負担額<br>F = D - E |
| 24 か月 契 約<br>(2 年契約) | 現 行   | 31,730円      | 1,950円         | 29,780円             | 25,690円      | 1,510円         | 24,180円             |
|                      | 改 定   |              | 1,050円         | 30,680円             |              | 810円           | 24,880円             |
|                      | 改 定 額 | －            | △ 900円         | ＋ 900円              | －            | △ 700円         | ＋ 700円              |
|                      | 改 定 率 | －            | △ 46.2%        | ＋ 3.0%              | －            | △ 46.4%        | ＋ 2.9%              |

(注 1) 契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担する。

(注 2) 平成 18 年度の基準料率に変更はない。

【参考】保険料等充当交付金とは？

- ・交付金については、国土交通省が予算を所掌しており、平成 13 年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益約 1 兆 9,400 億円について、その 20 分の 11、約 1 兆 700 億円をユーザー還元して保険料負担の軽減を図るために交付金制度を創設し、平成 14 年度から平成 19 年度末までの 6 年間の保険契約について予算の範囲内で交付することとなっています。
- ・交付金の交付方法の考え方は、当初 3 年間は厚めに交付し、従来の契約者負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止することとされています。
- ・約 1 兆 700 億円のうち、平成 17 年度末までに累計約 7,300 億円を交付金としてユーザーへ還元予定です。また、平成 13 年度以前の契約に係る赤字料率分に約 1,300 億円、平成 14 年度以降の再保険金支払総額は予想より増加していることに伴う費用が約 1,300 億円必要であるため、今後 2 年間で交付可能な総額は、約 800 億円と見込まれます。平成 18 年度の交付金の水準は、総額約 400 億円を交付される予定です。

### 3. 平成 19 年度以降の自賠責保険料の契約者負担額について

交付金交付最終年度である平成 19 年度は、今後の交付金等の支出状況に基づいて再度計算をして確定されることなどから、現在のところ確定していません。

また、平成 20 年度以降に効力が生じる自賠責保険に係る契約者負担額については、平成 19 年度中に効力が生じる保険契約分で交付金交付が完了することに伴い、基準料率そのまま契約者負担額となる見込みです。

### 4. 報告事項について

- (1) 特別会計の改革については、昨年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、特別会計改革の方向性、個別の特別会計の見直しについて方針が出されており、自動車損害賠償保障事業特別会計と自動車検査登録特別会計は平成 20 年度に統合して無駄の排除を行うものとされ、その後業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するとされる方針が決まっているとの報告がありました。
- (2) 自賠責保険診療報酬基準案の実施状況については、現在 45 都道府県で実施されており、残る 2 県（山梨・岡山）に対し、早期実施に向けて引き続き協議を行っていくとの報告がありました。また、平成 18 年度自動車損害賠償保障事業特別会計の運用益及び平成 18 年度保険会社の運用益の使途、J A 共済における自賠責共済事業等について報告がありました。
- (3) 自賠責保険料のクレジットカード払いを可能とすることについては、契約者の利便性を高めるために、契約者保護の観点や契約締結時点で保険料を確実に収受する仕組みの構築及び現状の事務処理に大きな影響が無いこと等を検討し、保険料支払に関しては、昨年のインターネット通販契約と同様に、契約時にオーソリゼーションを行い、確実に保険料が収受できる仕組みとするとの報告がありました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「第 122 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について」（18 年 1 月 13 日開催）（18 年 1 月 13 日）、「第 122 回自動車損害賠償責任保険審議会資料（18 年 1 月 13 日開催）（18 年 1 月 13 日）」、「第 122 回自動車損害賠償責任保険審議会議事要旨について」（18 年 1 月 13 日開催）（18 年 2 月 17 日）、「第 122 回自動車損害賠償責任保険審議会議事録」（18 年 1 月 13 日開催）（18 年 2 月 17 日）にアクセスしてください。

【別 紙】

平成 18 年度に適用する自賠責保険の契約者負担額（保険期間別）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する契約者負担額

(単位:円、%)

| 保険期間<br>車 種     | 12 か月（1 年 契 約） |                    |                      |                |                 | 24 か月（2 年 契 約） |                    |                      |                |                 | 36 か月（3 年 契 約） |                    |                      |                    |                 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----------------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----------------------|--------------------|-----------------|
|                 | 基準料率<br>A      | 現 行<br>契約者負担額<br>B | 改 定 後<br>契約者負担額<br>C | 改 定 額<br>D=C-B | 改 定 率<br>E=D÷B  | 基準料率<br>F      | 現 行<br>契約者負担額<br>G | 改 定 後<br>契約者負担額<br>H | 改 定 額<br>I=H-G | 改 定 率<br>J=I÷G  | 基準料率<br>K      | 現 行<br>契約者負担額<br>L | 改 定 後<br>契約者負担額<br>M | 改 定 額<br>N=M-L     | 改 定 率<br>O=N÷L  |
| 自家用乗用自動車        | 18,470         | 17,480<br>( 990)   | 17,940<br>( 530)     | 460<br>(△ 460) | 2.6<br>(△ 46.5) | 31,730         | 29,780<br>( 1,950) | 30,680<br>( 1,050)   | 900<br>(△ 900) | 3.0<br>(△ 46.2) | 44,720         | 41,820<br>( 2,900) | 43,170<br>( 1,550)   | 1,350<br>(△ 1,350) | 3.2<br>(△ 46.6) |
| 自家用小型<br>貨物自動車  | 15,920         | 15,120<br>( 800)   | 15,490<br>( 430)     | 370<br>(△ 370) | 2.4<br>(△ 46.3) | 26,670         | 25,080<br>( 1,590) | 25,820<br>( 850)     | 740<br>(△ 740) | 3.0<br>(△ 46.5) | —              | —                  | —                    | —                  | —               |
| 小型二輪自動車         | 12,940         | 12,360<br>( 580)   | 12,630<br>( 310)     | 270<br>(△ 270) | 2.2<br>(△ 46.6) | 20,770         | 19,620<br>( 1,150) | 20,150<br>( 620)     | 530<br>(△ 530) | 2.7<br>(△ 46.1) | —              | —                  | —                    | —                  | —               |
| 軽自動車<br>(検査対象車) | 15,420         | 14,660<br>( 760)   | 15,010<br>( 410)     | 350<br>(△ 350) | 2.4<br>(△ 46.1) | 25,690         | 24,180<br>( 1,510) | 24,880<br>( 810)     | 700<br>(△ 700) | 2.9<br>(△ 46.4) | 35,750         | 33,500<br>( 2,250) | 34,550<br>( 1,200)   | 1,050<br>(△ 1,050) | 3.1<br>(△ 46.7) |
| 原動機付自転車         | 7,580          | 7,580              | 7,580                | 0              | 0.0             | 10,140         | 10,140             | 10,140               | 0              | 0.0             | 12,650         | 12,650             | 12,650               | 0                  | 0.0             |

(注 1) 契約者負担額欄の ( ) 内は保険料等充当交付金の金額であり、契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担する。  
(注 2) 原動機付自転車には保険料等充当交付金が交付されないため、契約者が負担する金額は基準料率と同額となる。  
(注 3) 保険期間が 1 年を超える契約の基準料率の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年 2.0 % の利率で計算して割引いている。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 証券取引等監視委員会の現在の組織・権限についてどのように認識していますか。**

A： 一つの組織というのは、単に組織を紙の上で書いただけではだめでして、それなりの歴史も必要ですし、ノウハウの蓄積も必要ですし、人材の集積も必要ですし、一夜にして完璧なものができるということは、実はあり得ないことだろうとっております。規則制定権とか行政処分については、これは金融庁側が持っているわけですが、これはもともと見張っている方と処分する方とは、一種のファイアウォールがあった方がよいという平成3年、4年ぐらいの議論のきちんとした延長線上にある話でして、私は現在の組織でよいと思っておりますし、実際には証券取引等監視委員会は、今回の（ライブドア）事件に関しても有効に動いていたと思っております。

[【平成18年1月31日（火）閣議後記者会見】](#)

**Q： 現在は証券取引等監視委が勧告をして、金融庁が行政処分をする手続になっていますが、この行政処分権を証券取引等監視委員会に移せという声が出ていますがどうお考えですか。**

A： もともと、コーチとアンパイアが同居しているのはいかなものかということで制度が考えられているわけですから、行政処分をすべきだと勧告するところと実際に行政処分を行う役所が組織上違っても、それは一向に妨げにならないと思っておりますし、証券取引等監視委員会が勧告したにもかかわらず、金融庁が不作為でその事案を放置しておくことはあり得ないことでありますから、それは今の制度で現時点では十分だろうと思っております。

[【平成17年2月6日（月）閣議後記者会見】](#)

**Q： 先日、課徴金制度が始まって以来、初の納付命令が出されましたが、これについて、大臣はどうお考えですか。**

A： 刑事的な処分と行政処分と2種類、処分の仕方がありますけれども、より機動的に処分を行うためには、課徴金制度というのは迅速ですし、有効な方法であると思っております。

また、課徴金制度というのは、やはり先ほど申し上げましたように行政処分ですから、ある程度の迅速性、機動性というものがあるというのが、私は特徴であるというふうに思っており

ます。

【平成18年2月10日（金）閣議後記者会見】

**Q： 取引所のあり方についての懇談会について、そのねらいなどをお聞かせください。**

A： 東証の果たしている役割というのは、日本経済にとっても、諸外国の投資家の皆様方にも極めて重要な存在であると思います。従いまして、日本経済だけではなく、国際金融市場における重要なインフラであると思っております。従いまして、東証のシステム自体の信頼性、或いは東証の色々な規則、こういうものはやはり世界で通用するものでなければならないというのは言うまでもありません。

今日のこの問題に対する有識者の皆様方の会合は、何か東証を叱るという話ではなく、東証に皆さんがどういうことを望んでいるのかということをよく聞いていただくということが一つ、それからもう一つは、東証自体がこういう改革をしたいと思っておられることについて社会的に後押しをしていただく、この2点であろうと私は思っております。 システムの増強というのは、機械の準備、システムの整備等で一定の時間を要するということは理解できますが、その時間をなるべく短縮して、こういう事態に備えていただきたいと思います。

【平成18年2月6日（月）閣議後記者会見】

**Q： みずほ銀行の行員が、個人情報を大量に持ち出して逮捕される事件が起きていますが、このような事件をどうご覧になっていますか。**

A： 顧客の大事な情報が外部に流出する。しかも、今回の流出は、暴力団のフロント企業関係だという報道に接しまして、非常に驚愕するような事件であったと私は実は思っております。 どういうことでそういうことが起きたかは、まだ事件は進行中でございますので分かりませんが、いずれにしても、情報の管理ということについては、金融機関の信頼性、信用性という観点から、みずほ銀行のみならず、各行とも意を尽くしていただかなければならないことだと思っております。

いずれにしても、金融庁としては、この問題からも更に学ぶべきものがあるのだろうと思っております。

【平成18年2月10日（金）閣議後記者会見】

## 【お知らせ】

### ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【**大臣に質問！**】、【**副大臣に質問！**】【**政務官に質問！**】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい！」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」「**副大臣に質問**」「**政務官に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが **100 字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から 1 問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「月刊広報誌アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

## 【1月の主な報道発表等】

- 5日(木) [アクセス](#) ・ 「取引等の適切性確保への取組みについて」を公表
- 10日(火) [アクセス](#) ・ 「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究」懇談会の設置を公表
- 11日(水) [アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その39)の発出
- 13日(金) [アクセス](#) ・ 丸和商事株式会社に対する行政処分  
・ 第122回自動車損害賠償責任保険審議会を開催
- 16日(月) [アクセス](#) ・ 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会との情報交換枠組みの改訂に署名
- 17日(火) [アクセス](#) ・ 保険業法施行令・施行規則等の改正(案)(少額短期保険業関係)の説明会の実施を公表  
[アクセス](#) ・ 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況の公表  
・ 第28回金融審議会金融分科会第二部会・第15回信託に関するWG合同会合を開催
- 20日(金) [アクセス](#) ・ 中小企業金融モニタリング(17年11月実施)取りまとめ結果の公表  
[アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」を更新  
[アクセス](#) ・ 17年9月期における不良債権の状況等の公表
- 23日(月) [アクセス](#) ・ 「保険契約にあたっての手引」の公表
- 24日(火) [アクセス](#) ・ 「証券取引所のあり方に関する懇談会(仮称)」の設置を公表
- 25日(水) [アクセス](#) ・ 銀行持株会社(株式会社紀陽ホールディングス)の設立認可
- 26日(木) [アクセス](#) ・ コスモに対する行政処分(東海財務局長処分)  
・ 第29回金融審議会金融分科会第二部会・第16回信託に関するWG合同会合を開催  
[アクセス](#) ・ 「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて(金融審議会金融分科会第二部会報告)を公表
- 27日(金) [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表  
[アクセス](#) ・ 北央信用組合に対する行政処分(北海道財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 新生証券株式会社に対する行政処分  
[アクセス](#) ・ ステート・ストリート銀行東京支店に対する行政処分  
[アクセス](#) ・ ステート・ストリート信託銀行株式会社に対する行政処分  
[アクセス](#) ・ 米国証券取引委員会との「日米ハイレベル証券市場対話」の枠組みについて合意  
・ 第9回貸金業制度等に関する懇談会を開催
- 28日(土) ・ お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム イン千葉を開催
- 30日(月) [アクセス](#) ・ 光証券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社に対し投資一任契約に係る業務の認可  
[アクセス](#) ・ 第27回金融審議会金融分科会第二部会・第14回信託に関するWG合同会合開催  
[アクセス](#) ・ 利用者満足度アンケート調査を開始(1月30日～2月28日)
- 31日(火) [アクセス](#) ・ 日本協栄証券株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)

- [アクセス](#) ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等を公表
- [アクセス](#) ・ 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17 年～18 年）の進捗状況（平成 17 年度上半期）を公表

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。